

令和3年第4回
城里町議会定例会会議録 第2号

令和3年12月8日 午前 9時59分開議

1. 出席議員（14名）

1番	桜井和子君	8番	河原井大介君
2番	加藤木直君	9番	関誠一郎君
3番	猿田正純君	10番	阿久津則男君
4番	藤咲芙美子君	11番	小林祥宏君
5番	片岡藏之君	12番	杉山清君
6番	藺部一君	13番	鯉渕秀雄君
7番	三村孝信君	14番	小塚孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	上遠野 修
副町長	仲田 不二雄
教育長	高岡 秀夫
まちづくり戦略課長	小林 克成
総務課長	山口 成治
町民課長	加藤 孝行
財務課長	雨宮 忠芳
税務課長	佐藤 宰
健康保険課長	飯村 正則
長寿応援課長	稲川 弘美
福祉こども課長	山崎 栄一
農業政策課長	増井 栄一
都市建設課長	大津 好男
下水道課長	所 克実
会計課長（会計管理者）	久保田 和美
水道課長	阿久津 恵三
農業委員会事務局長	高瀬 浩文

教育委員会事務局長

園部 繁

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長

阿久津 雅 志

主 任 書 記

町 田 めぐみ

書 記

高 丸 哲 史

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

令和3年12月8日（水曜日）

午前 9時59分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前 9時59分開議

議員の出欠

○議長（関 誠一郎君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は全員です。

開議の宣告

○議長（関 誠一郎君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、副町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。

代表監査委員は本日欠席でございます。

また、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をよろしくお願いいたします。

また、コロナウイルス対策といたしまして、議場内でのマスク着用及び水分補給を許可しております。

議事日程の報告

○議長（関 誠一郎君） 本日の議事日程につきましては、議事日程第2号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

一般質問

○議長（関 誠一郎君） それでは、日程第1、一般質問から入ります。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問、答弁時間合わせて50分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は、重複質問はしないようお願いいたします。

それでは、通告第1号、4番藤咲芙美子君の発言を一問一答方式により許可いたします。
4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） おはようございます。通告に従いまして、4番藤咲芙美子、3点について質問をいたします。

1つ目、国民健康保険についてです。

高過ぎる国保料を引き下げ、住民と医療保険制度を守るため、これまでも質問を行ってきました。今回も18歳以下の子供の均等割減免を求めることについて質問をいたします。

国保の制度は低所得層の方が加入する皆保険制度です。当初、国庫補助金が70%から始まり、現在は25%まで減額しています。国庫補助率が減額することにより、国保世帯、国保加入者が負担が重くのしかかっています。

低所得層の方が子育てをしている若いお母さんは非正規が多いのです。子育てには、どうしてもダブルワーク、トリプルワークで生活をつないでいかなければなりません。それでも保険料は、4人世帯の場合は同じ年収サラリーマンの健康保険の2倍になっています。小さな赤ちゃんにも一律課せられる均等割は、国保の構造問題があります。私は、このような不公平な制度に是正を求め、これまでも指摘してきました。保険料が高く、負担は限界です。

このような中、国の政策で、国保制度は市町村単位から県単位の制度になりました。県の政策は、保険料が全県の一律化を目指し、保険料の賦課方式を所得割と均等割の2方式にするとしています。当町の小さな自治体には、大きく課税負担がかかってきます。この負担を緩和するため、国は来年2022年4月から国保料の未就学児の均等割を5割軽減する

というものです。これは、国民の生活が大変な人の要望を政府が聞かざるを得なかったという側面があります。

しかし、均等割1人に5割の軽減をしても、2人の子供だと従来の1人分、4人の子供だと2人分の自己負担となります。子供が多くなれば、それだけ負担が重くなっていくことになり、子育て支援とは逆行いたします。

城里町は人口減が激しい町です。当町での子供の均等割減免を要望いたします。答弁をお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 藤咲議員のご質問にお答えさせていただきます。

国民健康保険料の子供の部分の減免をとということではありますが、まず結論から申し上げますと、来年度城里町につきましては、国保加入全世帯が保険料減額を行うこととなります。困っている方は、子供を育てている方だけではなくて、高齢の介護の方を抱える世帯も困っているかもしれませんし、あるいは障害者、成年の障害者を抱えて困っている世帯もいるかもしれません。

そういった意味から考えて、子供がいる世帯だけに対して減額を行うというのではなくて、来年度城里町としては、国保加入全世帯の保険料を減額を行う方向となっております。

詳しく説明をいたしますと、茨城県では……

○4番（藤咲芙美子君） いいです、あまり深く考えないでください。ちょっと時間がないので。

○町長（上遠野 修君） じゃ、それだけでいいですか。

○4番（藤咲芙美子君） 簡単に簡潔にお願いします。

○町長（上遠野 修君） ということでは平等割を廃止しまして、全世帯国保料が減額となるということでございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 言いたいことは分かりますので、申し訳ありません。

私は均等割について言っています。全体的にその障害者とかいろんな人たちも減額されるのは、もう当然のことなんです。これはなければならぬ、そういう現状にあります。

その中で、この均等割というのは全ての世帯の国保の人たちに全部かかってくるんです。均等割、後期高齢の支援、それから介護支援、それからいろんな保険料、医療費の面ですか、そういうところまで全部均等割がかかってくるので、その均等割を下げたい。しかし、今回それは全体に対しては無理だというならば、子供だけでも均等割をゼロに減額させてほしいと、そういうことでお願いを申し上げております。お願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

例えば、今回子育て世帯に対しては年収960万円まで全員10万円、960万円以下の世帯に対しては全員10万円給付されるわけです。一方で、子育てをしていない困窮、子育て世代ではなくて、例えば19歳の障害者を抱えていたら1円も出ないわけです。あるいは高齢の介護のお年寄りを抱えて大変な思いをされても1円も今回出ないわけです。そういった全般的な社会情勢がある中で、国民健康保険料は子育て世代だけが払っているわけではなくて、高齢者の世帯も払っているわけです。

町としましては、減収分で6,500万円の財源を、来年繰越金等を活用して国保料の値下げを行おうとしています。その6,500万円かけて国民健康保険料を減額するとき、既に10万円もらっている子育て世帯だけに限定して、集中的にその国保料の値下げを行うよりも、子育て支援という形では、国はもう巨額の財源を出して、特に来年度等は給付しているわけですから、同じ財源を使うのであれば、町としては平等割の廃止ということで、全てのお年寄りも子育て世帯も、全員に対して平等に国保料の値下げを行うというのが適当であろうと、そういうふうな判断でございます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 全体的にというようなことも分かります。

しかし、今、国の政策なども、未就学児は国が補助しますとかというようなことで、いろんな形で補助したりとかしてありますけれども、未就学児だけでは不十分だということも言っております。均等割が、今の町長の答弁だと均等割はどうしても何か無理だというような方向ではないかと思うんですが、これね、国保の基金、21年9月の決算で、令和2年度の積立金、近隣自治体から見てもかなり多い基金5億6,000万を保有しています。今後15年間6,000万ずつ県からまたその上に交付されるということもあります。これら基金を一部負担するだけです。

国保均等割、20歳未満の子供にかかる負担は1,290万円です。減額できない金額ではないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

おっしゃるとおり、城里町の国保財政は現在5億円程度の基金を抱えておりまして、大変健全な状態、他市町村に比べて基金保有額が多く健全な状態でございます。

この健全な国保の収支状況を生かして、国民健康保険料の値下げを来年から行うわけですが、その減収分が6,500万円と試算されるわけですが、それを子育て世帯だけに集中的

に使うのではなくて、全ての世帯に平等に国民健康保険料を値下げしていくのが適当であろうという判断なわけです。

6,500万、年間ですと8年間ぐらい、大体5億円使う計算になりますから、また、高齢化の進展に伴いまして、医療費もこれから伸びてくるかもしれません。来年度の保険料の減額財源として6,500万というのは、かなり努力したというか、頑張った金額ですので、これ以上さらに上乘せして、子育て世帯にも国保料の値下げをやるということになると、やるというのはほかの困窮者、全体的なバランスの中で、それはお金の使い方としてバランスを欠くんではないかと。

特に、来年度につきましては1人当たり10万円の給付も行われるわけですから、国保料の値下げ、6,500万使って数千円の値下げになるわけですが、それをはるかに超える金額が子育て世帯に今回給付されているわけですから、ぜひ平等に、高齢者も単身世帯も子育て世帯も平等に国民健康保険料を下げるという考え方にご理解をいただきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 平等にということですが、とにかく今均等割というのが、どうしてもやっぱり負担がかかってきています。1人に対しての均等割ですから、だから、その均等割をどうにか減額してほしいという、基金を利用してでも1,290万、これで減額できる金額ですので、ぜひ検討いただきたいなと思っております。

次にいきます。

2つ目の質問です。ホーリーホックのグラウンドの使用料についての質問です。

さきに私が質問したホーリーホックのグラウンド使用料の800万円については、城里町に入るべきだと是正を求めてきました。開発公社に入るお金ではないのです。その質問をした際に、町長は、この使用料は町に入れたら開発公社が成り立たなくなるから、それはできないと答弁されました。その800万円が指定管理している開発公社に入ることは、法規にかなっているとの答弁ではなかったように思います。

一般質問で、この件について同僚議員が質問いたしました。そこで、担当課の答弁を見ますと、ほかの議員さんからも指摘があった事務手続もあるため、検討したいと思っておりますとありました。検討した結果はどうなったかをお聞きしたいと思っておりますけれども、指定管理しているから、その使用料は開発公社に入るのが当然だという言い分だとすると、私はそれは違うのではないかと思います。指定管理者に収入できるのは、そこが営業している分野で、例えば入場料、使用料に限定したものです。実は、町はそこのことを知っているから、町がホーリーホックに対して800万円の請求書を城里町町長上遠野 修の名で出しているんだと思うんです。開発公社理事長の名で出しているわけではありません。請求書は平成30年4月から令和2年3月までの間、5期に分けて100万から200万円の内容です。

町長という名の代表の名で請求しているのに、なぜ開発公社に入金されるのか、私はそ

ここに疑義を抱いています。法規にのっとり執行されるべきではないでしょうか。いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） アツマーレのグラウンド使用料につきましては、条例法規等にのっとり適正に収受されておりますが、詳しくは担当課長より答弁をさせます。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小李克成君。

〔まちづくり戦略課長小李克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小李克成君） 4番藤咲芙美子議員のご質問にお答えさせていただきます。

使用料の収受の件でございますけれども、この件につきましては一般質問でも何回か答弁をさせていただいているところでございます。繰り返しになりますけれども、法的な話をさせていただきます。地方自治法の244条の2第8項において、地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用にかかる料金を当該指定管理者の収入として収受させることができるというふうに規定がされてございます。

また、城里町町民センターの設置及び管理に関する条例においても、町民センターの管理を指定管理者に行わせる場合には、管理業務のほか当該指定管理者に町民センターの施設及び施設の利用にかかる料金を収受させることができるというふうに規定されてございます。

以上のことから、指定管理者である城里町開発公社がグラウンド使用料を収受し、収入の一部としていることについては、法規にのりつつ適正な処置というふうに考えてございます。その部分については、ご理解をいただきたいと思っております。

また、先ほど請求の件がございましたが、指定管理者になる前は1年間町のほうで管理をしてございました。そのときには、町長名で期数に分けて請求をし、町のほうに800万円収入として入れてございました。現在は、開発公社のほうに指定管理をお願いしておりますので、開発公社名で、きちんと水戸ホーリーホックのほうに期数に分けて請求をしていることにつきましては、私のほうでも確認しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ホーリーホックから使用料を取っていいとは条例には書いていないですよね。指定管理が施設料とか使用料、入場料、そういうものは取ってもいいと、私も同じ質問になりますけれども、確かにそういうことなんです。

それで、大分範囲も広がってきていますけれども、しかし、ホーリーホックから取っ

ていいとは、どこにも書いていませんよ。ホーリーホックから取ってもいいという指定管理の条例の中には入っていません。ですので、これは改めて別に請求書を出して、それで取っているものなんですよ、これは。だから、町で請求書を出してホーリーホックに払ってもらっているというそういう分野、きちんとした規定の中でやっているのに、普通の一般の使用料と入場料と利用料とそれと一緒にしないでください。私はそこを言っているんです。

指定管理者は、法令上自治体の長に専属する行政処分権限を行使することは許されないということなんですけれども、これは、やっぱりきちんと法令にのっとって、手続を踏まえた上でやっていただきたいと。先ほどちょっと請求書について言いましたけれども、開発公社からは、請求書は出せないんですよ、行政についての、開発公社については。だから、行政が出している請求書を何で開発公社が出せるんですか。おかしくないですか。ここですよ。ここのところ、もう少し真剣に考えていただきたいと思います。

次に、ちょっと質問移りますので、それでどうですか、もう一度。もう一度何かありましたら、じゃ、答えてください。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 繰り返しになりますけれども、800万円につきましては、城里町から開発公社のほうに指定管理として移ったときに、その800万円のほうは、町のほうからの指定管理料は減額してございますので、当然に指定管理者が800万円を請求して収入として入れるということで、繰り返しになりますけれども、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） なかなか指定管理については、開発公社の理事長が町長、上遠野 修町長なんですね。ここの町長が上遠野 修町長なんです。そこら辺のところ、上遠野 修町長が町の財政を自由に何とかできるような、そういうようなことをやられては困ると思うというようなところもありますので、今後またお互い議論しましょう。

次、3点目、職場内の労働環境についてです。

庁舎内にあるパワハラ、セクハラは、相手の人格や尊厳を傷つける人権侵害です。犯罪です。役場内にあるあらゆるハラスメントの一掃は、町民サービスの向上に直結するものです。そして、役場内で起きているセクハラ、パワハラの一掃は、町民へのサービス向上の観点から急務だと考えます。単なる個人の問題ではない、役場職員全体の改善、一掃する問題だと思います。

例えば、年1回行われている城里町職員の職務等に関する調査書があります。その中の

異動希望に関する事項の（３）に、人事異動に当たり、配慮を希望する特段の事情がある場合は、次のいずれかから選び、その具体的状況を記載してくださいというところがあります。問題は、その設問の内容です。健康状態、婚約、結婚、子育て、家族のことです。

そこで、町長は、若い女性がとても答えられないような、答えたくないような質問を次々と浴びせてくるという訴えを耳にしました。

また、併せて申し上げますが、町の職員の雇用主は町であって、町長の上遠野 修氏ではないことということですので申し上げておきます。なぜなら職員の一人一人は、憲法、地方自治法を守り、公務員としての自覚と誇りを持って城里町のために働くという宣誓をして勤めているのです。例えば、上遠野 修氏が町長でなく、別の町長になった後でもその宣誓は生きるわけです。したがって、私は調査項目の特に（３）の部分の削除及び改善をしていただきたいと思います。

２つ目、役場内にある声を聞いてみますと、例えば、なぜ町内に住まないのか、財源確保のため町内に住め、あなたの給料なら町営住宅に入れるから入れ、子供を産んだら働かないんだから今残業しろ、早く結婚しろ、私が仲人する、結婚式に呼べ、どうせ何やったって主事じゃ責任ないんだから僕の意見に従え、金曜日なのに帰って子づくりに励まなければならぬなど、言葉を職員に浴びせているのです。職員も一人の人間です。町長、これは世に言うセクハラに該当するのです。町長はそのことに気づいていますか。私は町長なのだから、職員の個人的な生活、個人的な感情までも自分の思いのまま操れる存在だと思っているのでしょうか。

さらに、町長は、一人で遅くまで残業している女性職員のところに後ろから寄っていき話しかけるそうですが、びっくりしますよね、誰でも。その女性職員は忙しいから残業しているのです。そういった言動や行動は慎むべきではないかと思います。これは１人や２人だけじゃありません。多くの職員から寄せられた悲痛な叫びなのです。また何か言われるんじゃないかという恐怖感、近くに気配を感じると体が震える、気がめいる、憂鬱になる、職場に来たくない、とにかく恐怖を感じるとの声です。

現に、今役場に心を病んで休職されている方が何人かいると聞いています。ハラスメントと関わりがあるか分かりませんが、とにかくハラスメント一掃は急がれることです。私も女性です。このような状況に遭ったらショックであり、心に傷が残ります。強大な権限を持つ町長として、こういった発言、言動は許されるものではありません。

３つ目、外部団体でのことです。次のような圧力をかけてきたといいます。町長就任１年目のことです。プール監視業務について意見した支配人に、言うことを聞かないなら異動ですねと言われたとのことでした。異動して数か月しかたっていない支配人は、かなりのショックを受けたと聞いています。

町長、今述べたこと、セクハラ、パワハラと認識しますか。自覚しますか。お聞きいたします。

もう一つ、ちょっとさらに付け加えさせていただきます。私に関してですが、町長が自分の家を建てる時、藤咲に監視されているのが嫌だから、家を建てるんだと言って回っていたという声が複数の庁舎内の職員からありました。これは人権侵害です。自分の意向に反する人物を異動によって遠ざけたり、排除することは異常です。到底現代社会に適応する人権の感覚の持ち主とは言えません。これが役場内に蔓延すれば、その職員と対応する町民一人一人に影響を与えます。

町長にお聞きいたします。答弁いただく前に、質問を一つ一つ整理していきます。1つ目から簡潔に答えていってください。2つ目の質問には答えなくていいです。

まず、職員の職務等に関する調査書について、削除するのか、しないのか、そのことをお聞きいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 藤咲議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、事実と異なるような私の発言に対する指摘が多数ありましたので、後ほど一つ一つそのような発言があったのかどうか、きちんと調べたいというふうに思います。

まず、職務等の調査についてですが、その職務等の調査の中で、家庭の事情というのを聞く欄がございます。例えば、特定の課に、これから家庭の事情で休職に入る予定のある職員が集中的に配置されますと、その課で欠員が発生したり、あるいは業務が回らなくなったりするおそれがあります。

また、職員のほうからも、自分はこれからちょっと家庭の事情があって、例えば残業とか土日出勤がどうしても発生するような配属は避けていただきたいと、そういった職員の側から、そういった要望を伝えたいということもあります。実際、職務等調査の内容で要望等を見ますと、こういった親の介護の関係があるので残業少ない部署にしてくださいとか、そういった要望を、私が強制するんじゃなくて、職員のほうから要望調査書のほうに書いてくることが多々ございます。むしろ仕事の内容に関する要望よりも、そういった切実な要望のほうを受けたりします。

ですので、もし書きたくなければ、それは書かないこともできるわけで、いろんな子育ての状況ですとか、出産のこと、介護のこと、様々なライフステージに当たって、配属先について配慮してほしいと、職員の側から訴えることができるようにそういった欄があるわけです。そういうところ書きたくないよという人がいるせいで、その欄自体を削除して、職務の配属先あるいは期待すべき職務の内容を決めるときに、その欄がなくなって参考にならなくなってしまうというのは、職員にとっても困るという方はいるかもしれません。

ですので、そういったこともあって、そういった欄が設けられているわけですが、その欄が必要かどうかということについて、藤咲議員から質問があったので、もうこのことについては聞かないことにしてしまうというのは、ちょっと慎重でない対応だと思いますの

で、職員には職員組合とか、そういった話し合う機関がありますので、そういったところでこういった質問をしたほうが職員のためになるのか、ならないのか、よく聞いてみたいと思います。

ただ、私の実感としては、そういったところに積極的に書いてくる職員もいますので、欄があったほうが職員のためにもなるんじゃないかと思います。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） あったほうがよいという答弁でした。

町長、これは町長じきじきに聞くことなんでしょうか。

近隣の市町村にちょっと尋ねてみました。近隣の市町村の長は、市長、それから町長など聞いてみましたけれども、町長じきじきから聞くというようなことは一切なかったということです。こういう職務質問とかというのは、特にその個人のとても感情的なところ、結婚とかそういうものについては、部長、課長が聞いているというんですよ。町長じきじきが聞いて、町長に圧力かけられて、町長が嫌がらせをしながら、そういうのを聞かれるということ自体がどうなのかと、ここはちょっと考えていただきたいなと思っています。町長が聞くことですか、これは。

これは非常にプライバシーの問題で、とてもとても大切なことなんです。町長が聞くことにあまり、これでもいい、あったほうが良いと言っていますけれども、何で、じゃ、その質問を聞かれた職員が不快感を抱いているんでしょうか。それを是正してほしいと私は言っているんです。だから、そういう結婚とか婚約とか、そういうものについては削除してほしいと言っているんです。だから、聞き方の問題もあるんだと思うんですよ。そういうことに何かありますか、だったら身近な問題で言っておきたいことありますかぐらいでいいじゃないですか。何でわざわざ結婚、婚約、そういうところまで聞かなければならないのかということですよ。

健康状態などを聞いてもいいんですけれども、でも、これは町長が聞くものではないと私は思うんです。そこら辺のところをちょっと、時間が、このところ一つ答えてください。削除してほしいということは私の要望です。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

答弁は短めにお願いします。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 何か誤解というか、ちょっと解きたいと思うんですが、年1回面談しているのは、別に個人的な内容を聞くわけではなくて、職務調査希望票自体は、私がつくったわけじゃなくて、前からある様式でやっているわけですが、その欄に、配慮を要すべき事項ということで、職員のほうが自ら、出産控えていますとか、介護がありますとか、いろいろ丸をつける欄があるというだけで、別に配慮してほしい丸をつ

けないで、そのまま提出すればいいわけですし、丸どこにもつけないで、特に配慮すべき事項ということで、何も丸をつけないで出す人もいますし、私のほうからわざわざ丸も何もついていないのに詳しく聞く必要もないですし、そこはちょっと話をつくられちゃっていいないか、ちょっと懸念を抱いたところです。

職員面談のほうは、でかい組織であれば確かに一人一人やらなければならないですが、私が着任したとき、当時橋本昌知事で、着任の挨拶をしたときに、橋本昌知事も全職員とはいかなければいけないけれども……

○4番（藤咲芙美子君） それはいいです。いいです。次の質問に入りますから。

○町長（上遠野 修君） 二百何十人課長以上の方、全員面談して一人一人の声を聞くことで政策や人事に生かしていったので、時間があれば一人一人の職員と向き合って面談して、何か意見とか配慮してほしいこととかを一人一人から聞く機会を年間1回ぐらいは持った方がいいよというようなアドバイスもいただいて、それ以来7年間ぐらい、年1回1人10分か15分ですよ。なかなか課長とばかり話して、一人一人の職員と対話する時間がなくて、年1回15分ぐらいは一人一人の職員と職務調査票を見ながら、要望だとか意見だとか配慮してほしいことを聞こうという趣旨で、そういった機会が設けられているわけで、そこで提案されたことで、実際例えば高校生の通学費の3割補助なども……

○議長（関 誠一郎君） 町長、答弁短めで。

○町長（上遠野 修君） 訴えた職員が多かったんで、政策として実行されて大変喜んでおりますし、どうかその職員面談の内容を切り取ってお話ししないでいただきたいと思えます。

○議長（関 誠一郎君） 町長、答弁短くして、時間ないんですからね、お願いします。
4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） はい、すいません。

2つ目の質問に移ります。

役場内に町長自身の言動について、多くの職員がパワハラ言動を感じています。これは許される発言だと感じていますか。思っていますか。どう思いますか。これをお聞きしたいと思えます。

例えば、金曜日なのに帰って子づくりに励まなければならないなどと、職員から寄せられた悲痛な叫びについて、これパワハラなんですけれども、町長、どう考えますか。答弁ください。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） そのような発言を女性に向かって私が言うことはありません。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君）　　そうですね、言いましたなんて言ったらどうにもなりませんもんね。言っちゃ駄目なんですよ、こういうこと。町長は何げなくそういうことをお話ししているんだと思うんです。頭の中から消えていると思います。いつもそういうことが頭の中にあるから、そういうことがぼろっと出てくるんじゃないかと思います。言ったことに自分は責任がないから、自分は相手をどう傷つけようが、どういう思いをしようが自分の思いのまま話しているということなんじゃないですか。そういうことに心当たりがなければ。私はそこを言いたいと思います。

この切実な思いというのは、本当に、町長、1人や2人じゃないんですよ、女性職員。男性職員だって感じるころはあるかもしれない、セクハラはないかもしれませんが、町長からは。やっぱりいろいろな問題でそういうことがあって、非常に傷ついている職員がいるんです。

そういうことを本当に許される言動かどうかというようなことを、もう一度お聞きいたします。いや、次にいきます。自分ではありませんですね。ないんですね、今まで言ったことは。

○議長（関 誠一郎君）　　町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君）　　公の場で、一方的にそのようなことを言われて大変残念であります。

町のほうで客観的なデータとして、休職中の職員3人おりますが、そのうち2人は今現在トレーニングで出勤で出てきておりますし、1名の休職中の職員おりますが、外局の職員で、私が直接声をかけたりとかすることが全くない部署の職員が1名休職中ではありますが、それらも到底私の言動やパワハラとは全く結びつかないような状態だと思います。ぜひ、事実と異なる話で、私の名誉を傷つけることはやめていただきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君）　　4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君）　　やっぱり事実と全く関係のないという話を聞いたということですが、じゃ、何で職員がこのように私に訴えてくるんでしょうね。感じなければそんなこと出てきませんよ。そうじゃないですか。感じているから、そういうことを気持ち悪い、憂鬱になる、仕事に来たくない、そういうことまで感じている、恐怖を感じる、そんなことを感じる職員がたくさんいるんですよ。そういうようなことをきちんと自分は言われたら、そういうことあったのかと、少し自分で考え直すようなことをしなければいけないんじゃないでしょうか。

3つ目にいきますよ。自分の言うことが聞けないなら異動だというようなことは、セクハラ、パワハラだと自覚しますか。自覚していなかったとしても町長が言っていることと

悪いことがありますから、そういうようなことってどう思いますか。ちょっと一つこれだけ答えてください。いいですか。自分が言うこと聞かないのなら異動だというようなこと経験ありませんか。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） そのような発言をしたことはございません。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 分かりました。自分の言ったこと責任取れていないんですね。分かりました。

町長は、本当に言ってもいないこと、なぜ不快感を持って記憶しているのかというようなことが、やっぱりそういう職員が受けている傷というのは非常に強いことなんだと思います。

そこで、町長は、もう気をつけます、頑張ります、頑張りますじゃなくて約束します、謝罪しますというふうなことで、することによって一步前進するというようなそういう町民、庁内の安心感が出てくるんだと思うんですよ。本当にセクハラ、パワハラというのは、単なる再発防止だけではないんですよ。もう客観的に事実を認め、職場から一掃しなければなりません。

これは、相談窓口をしっかりとつくらなければならないんだと思うんです。この相談窓口は、町長が口出しできない独立した機関であることが不可欠です。相談窓口は必ずつくってください。そして、これまで苦痛を胸に抱えたまま職場で働き、現在に至る人もいると思います。

2つ目、3つ目の町長からパワハラ、セクハラ行為を受けた職員、そこの方たちに、ここで謝罪を求めたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） そういった相談窓口は既にございますので、この後総務課長から答弁をさせますが、ぜひ、私がそういうことをしているかのような印象を操作することはやめていただきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

〔総務課長山口成治君登壇〕

○総務課長（山口成治君） 4番藤咲議員のご質問にお答えさせていただきます。

相談窓口の設置をとということでございますが、現在、労働安全衛生法第18条に基づきまして、職場には衛生管理委員会を設置してございます。この衛生委員会につきましては、専門医をはじめまして、委員が心の悩みを受け付けまして、パワハラ、セクハラ等の事案

を含め、心の悩みのカウンセリングを現在行っているところでございます。その際、職員の労働環境についての助言、指導も併せて行ってございます。

また、職員の処遇についての悩み相談につきましては、地方自治法202条の2第2項に基づいた公平公正な中立機関としまして、公平委員会が設置されており、職員の利益の保護と人事権の行使の保障が現在確保されているところでございます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 相談窓口があるんですか。あるんだったら何でこんな問題が起きるんですか。おかしいじゃないですか。あるんだったらみんなそこに行きますよ。そこに行ったら、みんな町長に筒抜けだから行けないという、庁内に全部筒抜けになっちゃうから行けないよという職員があるから、相談窓口には行けないんじゃないですか。あったって何にもなりませんよ。副町長、総務課長、深刻な問題、本当に総務課長は相談窓口あると言いますが、これは本当に深刻な問題なんです。対策、改善策はきちんとやっていたきたいと思うんですけれども。

最後に申し上げます。パワハラ、7分ですね、パワハラ、セクハラは被害を受けた人が感じるものです。これが無頓着では管理者にふさわしくないとします。セクハラ、パワハラは犯罪行為に当たります。

2021年6月、労働施策総合推進法や男女雇用均等法が改正施行されまして、雇用管理上の措置が適用されました。パワハラ防止法を遵守しパワハラ方針を策定して、相談窓口をつくって気軽に相談できる職場にすることです。この相談窓口は、町長とは、改めてもう一度言います。町長とは独立した相談窓口をつくることです。そして、セクハラ、パワハラを一掃することです。

最後に申し上げます。訴えた職員の犯人捜しは絶対しないことです。いいですか、町長、先ほど答弁で調べたいと言いました。調べてどうするんですか。調べて謝らせるんですか。調べた人を捜してどうするんですか。犯人捜しはしないでください。いいですか。もしそのようなことが聞こえたときには、さらに追及いたします。

私は、町の一人一人がお互い尊重し合い、助け合って仲良く暮らしていける町にしたいと思っているところです。最後に答弁してください。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 質問に回答させていただきます。

調べないでくださいということですので調べませんが、ただ、調べなかったら、一方的に、藤咲さんに何か言ったら、それが事実というふうになってしまうのでは、これは困ります。私にも名誉がありますし、本当に言ったか言わないのかというのは、きちんと本当は調べなきゃいけないことだと思います。

また、相談窓口であります、衛生委員会の産業医に対しては、現在も相談案件ありまして実際相談に来られています。ですから、誰も相談に行けないなんていうことは事実には反しますし、実際産業医がそういった心の悩みについて相談を受け付けています。

そういった中で、私の言動が原因とか、そういったことで休職に至ったりとか、そのような職員はおりません。これは事実の問題として、そういった理由で休職ですとか、そういったことになっている職員はおりませんので、そこは事実関係として確認をしていただきたいと思います。

また、公平委員会につきましては、公平委員会の委員は全員城里町役場の職員ではなくて、全て外部委員でございますので、そこにもし人事上納得のいかない処遇が行われたということであれば、第三者機関である公平委員会に相談する制度は現在も担保されております。ですので、そこで公平委員会に対して、私が何か圧力をかけたりとか、意見することはできません。なぜなら町役場の職員じゃないですから、公平委員会の委員は、全然町と関係ない人が委員になっておりますので、そういった制度もきちんと整備されておりますので、ぜひ事実関係を確認してから、ご質問していただくようお願いしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 事実関係があるから質問しているんですよ、町長。あくまでそういうことを言うんでしたら、本当にこれは、この町はおかしくなっちゃいます。

副町長、副町長はどう思いますか、この件に関して。町長、副町長の意見をちょっとお聞きしたいと思いますけれども、よろしいですか。

○議長（関 誠一郎君） 副町長仲田不二雄君。

〔副町長仲田不二雄君登壇〕

○副町長（仲田不二雄君） 4番藤咲議員さんのほうに答弁させていただきます。

休まれている職員について、私は自宅訪問いたしまして、お話なんかをお伺いしているところですけども、何とか前向きな姿勢にという方向にお話をしていますが、町長のそういった発言があったということは、私は聞いておりません。

以上であります。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 聞いていないのは、話しにくいから話しに行けないということなんです。

休職を、町長の意見で休職をした人はいませんと断言しましたけれども、本当にそうですか。言えないから休職していくというのもあるんですよ。全てが町長に問題はないということなんでしょ。私は疑問を持ちます。

これは、総務課、副町長、それからきちんとそういうところ分かってもらって、相談窓口は絶対外に漏れない、町長に漏れない、町長に独立した相談窓口をきちんとつくる。誰もがみんなそこに相談に行けて、そしてそれが解決策にいくような、そういうような町のシステムにしていきたいと私は思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（関 誠一郎君） 以上で4番藤咲芙美子君の一般質問を終結いたします。

5番片岡君。

○5番（片岡藏之君） 5番片岡です。

ただいま藤咲議員の一般質問の中で、国民健康保険税の被保険者に対して、低所得者の保険だというような発言がありましたけれども、これは差別発言でありますので撤回をお願いしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 一般質問の中で、ここでやり取りして、結局訂正を求める云々を、これは前例として設けたくありませんので、それは受け入れることはできません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次にいきます。時間がないので。

○5番（片岡藏之君） じゃ、これは議会だよりにこのまま載るんですね。この文言のとおりね。

○議長（関 誠一郎君） これは一般質問はもう終わってから、これは議論したいと思えます。

続いて、通告第2号、2番加藤木 直君の発言を一問一答方式により許可いたします。

2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） 2番加藤木 直でございます。

通告に従いまして、一問一答方式により一般質問をさせていただきます。

まず、荒廃農地の発生防止と解消についてお伺いをいたします。

先日も、私のところに近くの方から、長年田んぼをつくってもらっていたんだけど、大きな農家の方、その人にやっていただいていたんだけど、返されてしまったのでつくってもらえないかというような依頼がございました。私も忙しい身でございますので、なかなかできないということで、お断りをしたわけですが、このような相談が年々増加をしております。土地改良をしている優良な場所でも、なかなか借手がいないというのが現状になってきております。このような現状は我々の地区だけではなく、町全域、いや、全国的にこのような状況ではないかなというふうに思っております。

そこでお伺いをいたしますけれども、まず、当町の水田、畑の荒廃農地の割合を把握をしていれば教えていただきたいと思えます。農業委員会の事務局長、把握をしていればお答えをいただきたいと思えます。お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 農業委員会事務局長高瀬浩文君。

〔農業委員会事務局長高瀬浩文君登壇〕

○農業委員会事務局長（高瀬浩文君） 2番加藤木議員のご質問にお答えします。

田畑別の荒廃農地の割合ということなんですけれども、令和3年度城里町の農地面積は、田が1,254ヘクタール、畑が1,590ヘクタールです。そのうち荒廃農地に分類されるものは、田が146ヘクタール、畑が119ヘクタール、合計で265ヘクタールになります。

議員質問の農地に対する荒廃農地の割合ですけれども、田につきましては11.6%、畑については7.4%でございます。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） ありがとうございます。

水田とか畑とか、例えば、どのような環境のところが一番荒廃農地が多いんでしょうか。局長、お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 農業委員会事務局長高瀬浩文君。

〔農業委員会事務局長高瀬浩文君登壇〕

○農業委員会事務局長（高瀬浩文君） 引き続き加藤木議員のご質問にお答えします。

荒廃農地の多く発生する場所なんですけれども、まず、水田等につきましては、まず、農地の小さめなところ、水はけの悪いところ、あと機械が入らないようなところがございます。あと畑につきましても、やはり山間部、山際の土地なんかどうしても荒れているということになります。

あと最近になって多いのが、所有者が町にいない、町外、県外にいる方、相続によって取得している方が多いです。そのような土地がどうしても荒廃農地になっているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） そうですよ、谷津田とか、小さいところとか、日当たりの悪いところとか、だんだんそういうふうにはなってきますよね。

3年、4年ぐらい前ですか、農地利用の最適化推進委員という方が、そういう制度が新設されて、荒廃農地などの仕事をされていますけれども、推進委員さんの主な役割とその成果について、その成果は出ているのかどうか、こういったところもお伺いをいたしたいと思います。事務局長。

○議長（関 誠一郎君） 農業委員会事務局長高瀬浩文君。

〔農業委員会事務局長高瀬浩文君登壇〕

○農業委員会事務局長（高瀬浩文君） 2つ目の加藤木議員さんの質問にお答えします。

最適化推進委員の役割と成果でございますが、最適化推進委員は平成30年2月に就任しまして、本年2月に更新して、また16名の方がございます。

役割といたしましては、担当地区内、各地区に推進委員さんがおまして、農地の状況把握に努めまして、地元の農業者である立場を生かしまして、将来の担い手のための農地の集積を促進することが主なものになります。

成果でございますが、農地の集積ですが、平成30年度4.7ヘクタール、令和元年度11.4ヘクタール、令和2年度につきましては8.1ヘクタールの集積を行っております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

誠に申し訳ない、静粛によろしく申し上げます。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） 地域を分かっている方が委員をされているというので、その貸し借り、貸借関係についても率先して優良農家、昔で言うと篤農家と言いましたけれども、そういったところへの紹介なども、ぜひしていただきたいなというふうに思っております。

農業委員さん、最適化推進委員さん、協力し合って荒廃農地の少しでもの解消に頑張っているわけですが、今後の荒廃農地の解消、具体策についてお伺いをいたします。事務局長、お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 農業委員会事務局長高瀬浩文君。

〔農業委員会事務局長高瀬浩文君登壇〕

○農業委員会事務局長（高瀬浩文君） 3つ目の加藤木議員さんのご質問にお答えします。

今後の具体策なんですけれども、農業委員会では毎年7月から8月にかけて、農地パトロールと併せまして荒廃農地の調査を行っております。

新たに発生した荒廃農地につきましては、農家の利用意向調査を行って、推進委員さんが担当地区を戸別訪問しまして農家の意向を確認しております。地元に着きました推進委員さんが農家の声を直接聞き、よりよい農地の活用を図るための取組を行っております。

荒廃農地の発生防止解消につきましては、調査によって明らかになった荒廃農地の情報を農業政策課と共有しまして、町内を7つに分けて、人・農地プランの実質化計画の作成を検討してまいります。

遊休農地の荒廃を防ぎ、併せて地域農業担い手の育成及び農地流動化の促進を図ります。農地流動化奨励金の交付につきましても、農業委員、推進委員と共有して周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） 分かりました。よろしく願いをいたします。

この農地流動化奨励金の交付についてでございますけれども、農業委員さん、推進委員さんと共有して周知を図っていくということでございますけれども、この奨励金の要綱は平成17年の当時合併時のままだと思いますので、交付の条件とか、それから奨励金の額、こういったものの見直しが必要なのではないかなというふうに思っております。よく検討をしていただきたいと思います。

また、交付条件の水田農業構造改革対策事業、転作事業でございますけれども、これは生産調整目標面積の達成農家であることという交付の条件でございますけれども、既にこの転作事業、生産調整の目標面積、これについては、現在もう行われていないということなので、この達成農家であることということについては、これは削除が必要なのではないかなというふうに思っております。

この流動化奨励金交付要綱、借りる方も貸すほうも安心した貸借関係ができるように、要綱のほうをぜひ見直していただきたいなというふうに思います。要望でございます。

次の質問に入ります。ありがとうございました。

2番目の土地の購入についてお伺いをいたします。

前もって資料、データ頂いておりますので、資料を基に質問をさせていただきますけれども、過去5年で5か所の土地を購入しております。町は余分な町有地を売却してスリム化する方針を示しております。たしか監査意見書などにもそういったことが、たしか書いてあったような気がしますけれども、お伺いしますけれども、道路などの公益性のある必要不可欠なものについてはよろしいんですけれども、それ以外のものについてちょっとお尋ねをいたします。

過去5年の道路以外のデータを既に頂いております。購入件数は5件、購入理由様々記してありましたけれども、町民課、新ごみ処理施設環境センター、ここの建設用地、それから水道課、浄水場の進入路、小さな面積でございますけれども、それから、まち戦がホルル周辺2か所の土地、それと、うぐいすの里の調整池ののり面、計5か所を購入しております。

当然、地目とか場所が違うので単価も異なるとは思いますが、土地を買うときの単価というものはどのようにして決めているのか。財務課長、土地を購入する場合、各課、各担当が勝手に決めていいんですか、これは。これ何かルールがありますか。お伺いします。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長雨宮忠芳君。

〔財務課長雨宮忠芳君登壇〕

○財務課長（雨宮忠芳君） 2番加藤木議員のご質問にお答えいたします。

建設課とかそういうところは、前例とか町の規格に従って単価決定していると思います。あとは町民課とかそういうところは、土地評価審査をかけまして評価している金額で決定

していると。あとは地域の単価の前例に従って担当課で決定していると考えております。
以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） マニュアルとかフローチャートとか、そういった統一されたものがあるのかなというふうには思っているんですけども、これ町有地とか、今度買うんじゃなくて売却するとき、売却するときって選定委員会と違って多分あると思います。この選定委員会では、売却のマニュアル当然ございますよね。ここでは、土地の売却するときの価格というのはどのように選定委員会では決められていますか。ちょっと財務課長お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長雨宮忠芳君。

〔財務課長雨宮忠芳君登壇〕

○財務課長（雨宮忠芳君） 引き続き加藤木議員のご質問にお答えします。

委員会のほうでは、やっぱり地域性とかその辺の考えで委員会の中で決定しております。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） これ不動産鑑定は入れていないですか。売却は多分不動産鑑定士入れてやっているんじゃないかなと思うんですけども、これ鑑定は全く入れないで、前例とかそういったものだけでやっているのか。当然、不動産鑑定入れると、鑑定士入れれば当然お金もかかりますし、大変だと思うんですけども、行政がやる仕事ですから確かに高額ですけども、行政のやる仕事は高かろうが安かろうが、町民の方誰が聞いても納得のできるような仕事をするというのが、これが行政の仕事ですので、あれほどいろんな無駄なお金使っているんだったら、こういうのにやはりちゃんとした金額で売ったり買ったりとするようなことをしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

個別に伺いますけれども、まち戦課長、ホロルの入り口の自動販売機の置いてあった場所、ここは宅地だと思うんですけども、購入理由聞かせてください。それと単価もお願いします。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 2番加藤木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

令和2年度に購入しておりますホロルの湯の入り口の以前売店があったところ、その土地だと思います。大字下古内大平1829-14番地ということで、地目のほうは宅地でございます。570.01平米、単価につきましては、平米6,000円で金額が342万60円ということで、令和3年3月に契約をしてございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） 私、今聞いたんですけれども、平米6,000円というと1反歩で600万ですよ。購入価格べらぼうに高いような気がするんですけれども、これは購入理由、今言われましたか。購入理由。ちょっとお願いします。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 引き続き2番加藤木議員のご質問にお答えさせていただきます。

購入理由につきましては、老朽化した店舗や雑木等が生えている土地でありました。ホロルの湯の景観を損なう状況でもあったこと、また、土地所有者に売買の意向もあったことから、町のほうで購入したものでございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） 使っていないからね、非常に、使用していないのでぼろぼろで景観も悪い、地権者が要らなくなったから町で買ったとか、それから景観がどうこうって、じゃ、景観が悪かったら、その周辺何キロまで景観なんだか分かんないけれども、これ平米6,000円のべらぼうの金額で買って、それをいまだに何にも使っていないと。ただ景観だけでそのままの状況と、更地にして。ちょっとチェック機関の議会としては、私としてはいかなものかなというふうに私は思いますけれども。

この購入価格、これ一般的に財務課長、適正な平米単価だと思いますか。財務課長。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長雨宮忠芳君。

〔財務課長雨宮忠芳君登壇〕

○財務課長（雨宮忠芳君） 2番加藤木議員のご質問にお答えします。

適正な価格かどうかというのは、ちょっと私としてはあれですけれども、担当課では検討した結果だと把握しております。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） 通常路線価を使うとか、それから、あそこ下古内ですか、一番近傍の宅地のそのこの評価額がどのぐらいなのかとか、そういったものも当然調べていらっしゃると思うんですけれども、ちょっとべらぼうに高いなど。

これは後でまた細かい部分についてはお伺いしますけれども、ほかにもホロル周辺の畑を今度は購入されていますね。正面向かって左側、400平米ぐらいの地、4畝歩ぐらいの

ところでございますけれども、この購入された理由とこの単価をお聞かせいただきたい
と思います。まち戦課長。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 引き続き2番加藤木議員のご質問にお答えさせて
いただきます。

令和3年度にホロルの湯の施設用地として購入した土地でございます。本館南側のブ
ール棟東側に位置する土地でございます。園内散策路のすぐそば、ダム湖に沿った道路よ
り園内側に位置し、ホロルの湯を整備する当初から買収に至らなかった土地でございます。
場所につきましては大字下古内大平1844番-1で、地目は畑447平米でございます。

購入理由につきましては今申し上げましたように、計画当初からの健康増進施設として
の整備を行うためでございます。令和3年9月に契約をしてございます。

購入単価につきましては5,000円で、金額は223万5,000円でございます。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） これ当初からの予定の土地だったということなんですけれども、
この土地がそこにあって、それで今まで不具合を生じたというようなことは全くないと思
います。

これは今後ここを購入されて、これどういったものに使われるのか、これ計画も何もな
く、ただ当初その土地が必要であって、それで買うつもりだったけれども、そこで売って
くれないから今頃ですね。しかも、当時20年前、ホロルを建設するときの価格は1反歩や
はり同じ額の平米5,000円の1反歩500万ですよ。これ下古内のところのバブルのときと同
じ額で町民納得しますかね、これ20年後に。覚書でもあったんだったら別ですけども、
ないでしょうね。

議会議決事項ではないかもしれないけれども、全く議会にも報告をしていなかったと。
これ地権者、非課税ですか、これ。課税されますか。課長お願いします。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 引き続き2番加藤木議員のご質問にお答えさせて
いただきます。

課税非課税の件でございますけれども、この土地につきましては課税対象の土地となり
ます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） 当然ですよ。税務署も公益性を認めないでしょうから、非課税にはならないと思いますけれども。

これ、あの畑が平米5,000円という、当初からの予定だった今残っている大きな畑、こちらにグラウンドゴルフ場ありますけれども、右側に、その手前にもまだ何反歩か大きなところありますけれども、そこも、じゃ、当初からの予定だったので、これから買われるということなんですかね。これかなり大きな場所です。まち戦課長お願いします。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 引き続き2番加藤木議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、場所的に今回購入した447平米につきましては、プールの横にございまして、敷地内に食い込んでいるというような形の土地でございましたので、購入をさせていただきました。

議員からご質問のありましたグラウンドゴルフの北側になりますか、その土地につきましては、現在は購入する予定はございません。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） そこについては購入する予定はないということです。

これ町民の方が聞いたら、あそこで例えば平米5,000円、1反歩500万という、これ町民に対する背任だということで、住民訴訟とか起こされる、そういうパターンですよ、本当に。これ注意していただきたいなというふうに思うんですけれども。

また、それから、話をお聞きしましたら、ここの447平米の買った土地は、これ副町長がこの土地を起案をされて購入したと。これ副町長ちょっとお伺いしますけれども、これ自ら起案をされたんですか。本当ですか、これ。特別職が土地購入するのに起案しますか、通常。お答えください。

○議長（関 誠一郎君） 副町長仲田不二雄君。

〔副町長仲田不二雄君登壇〕

○副町長（仲田不二雄君） 2番加藤木議員さんのご質問にお答えいたします。

土地を購入するという起案ではなくて、私は交渉いたしまして、価格の起案、それから契約してよろしいかという起案をしたもので、その土地、当初の購入をするという起案ということではありません。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） 購入のときの起案ではないといっても、一般的な土地購入するときの起案じゃないですか、みんなほかの職員がやっている。そういうことを副町長がされるのか、組織のガバナンス、組織体制どういうふうになっているのかなというふうに思って、大変心配ですよ。

この起案に至った、今まで1回もこういう起案なんかしていないじゃないですか。起案に至った経緯というのはどういうふうなんですか、これ。教えてください。

○議長（関 誠一郎君） 副町長仲田不二雄君。

〔副町長仲田不二雄君登壇〕

○副町長（仲田不二雄君） 2番加藤木議員さんのご質問にお答えします。

土地の交渉につきましては、もちろんまちづくり戦略課の職員と私のほうで当たっていたんですけども、いつもいつもまちづくり課のほうの職員が同じ者ではなくて、代わって一緒に同行されるということがありました。私のほうは通して交渉のほうに当たっていたものですから、全体を通じて私が交渉に当たっていたものですから、そういう承知しているということで、私のほうで起案をさせていただきました。

以上であります。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） 分かんない。全然分かんない、聞いていても。

じゃ、これからいつもそういうふうにするの。これ購入予算、どういう予算で購入したんですか、財務課長。これ当初予算ですか。お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長雨宮忠芳君。

〔財務課長雨宮忠芳君登壇〕

○財務課長（雨宮忠芳君） 当初予算に計上されていたと確認しております。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） 当初予算だったということなんですけれども、とてつもなく高い金額で購入、購入後には何も利用していない、これ問題ですよ。時間もないので、この件は後でよく調査をしていきたいと思っておりますので、次の質問に入ります。

3番目の出張についてお伺いをいたします。

県外出張の行き先、その内容等についてお伺いをいたします。

私も過去、これでも公務員をしております、出張なども幾たびかしてきました。広域事務組合におりましたけれども、合併前のことで今では古い話でございますけれども、仕事で町内外に行く、会議にも出る、農家に行ったり、作物の調査をしたり、いろいろやりました。昔は管内でも出張旅費が出ていて、給料以外に出たので、そういうのが楽しみだ

ったという思い出がありますけれども、たしか合併前ぐらいからだったと思いますけれども、大変財政が逼迫しているということで、皆さん協力してくれということ、それで出張旅費は出なくなって、もちろん残業代なども制限をされましたよ。特別職は報酬カット、みんなで協力して緊縮財政、緊縮財政と支出を切り詰め、何とか財政を立て直してきたわけですけれども、おかげさまで財政調整基金もたまり、危機回避できたという歴史がございます。

ここ数年、退職をされている職員の方々は、こういった犠牲を強いられた年代の方々、ここにおられる課長さん方もよく知っていると思いますけれども、残業時間、時間外が高い時期で、しかも子供の養育費が一番かかる時期を、そういった方々は基本給のみで町のために働いていただいた、町民のために働いていただいた、そういった方々です。感謝でございます。

ところが最近、町の財政十分豊かだということで、当然特別職の報酬カットはなくなって、我々議会も特別職だけではなくて、一般職の出張旅費の復活を議員提案で可決をいたしました。昨年の6月ですかね。話を聞きますと、昔と違って、隣接市町村は出ないと、水戸以外の出張なんてほとんどないと、そういうこと。そういった中で、一番恩恵にあずかっているのはよく東京に行かれる人だと、みんな言っていますよ。

そこでお伺いしますけれども、今年1月から現在まで、東京出張何回行かれているか、これデータももらっていますので、私のほうから言いますけれども、町長は5回行っています。4月にモンゴル大使館、7月には国交省、10月には衆議院議員会館の第3会議室と書いてありましたね。11月には2回国交省に行っている。

出張に行くときは、この出張の会議の通知文とか、そういったものを添付して旅費の伝票を回しますけれども、それからその回数分、全て通知文とか理由書とか、こういったものが添付されているのかどうか、これ突然ですけれども、ちょっと前もって言っていなかったんだけど、会計課長、こういうものは全てありますか。覚えている範囲で結構です。

○議長（関 誠一郎君） 会計課長久保田和美君。

〔会計課長（会計管理者）久保田和美君登壇〕

○会計課長（会計管理者）（久保田和美君） 2番加藤木議員のご質問にお答えしたいと思います。

出張に関しましては、会議の内容等がついているものとなっていないものとあると把握しております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） それでは、後で教えていただきたいと思いますが、そも

そも末端の自治体が直接国に、いろんな事務的なことを聞きに行くという必要は本当にあるんですかね。茨城県は何のためにあるんですか、これ。

個別に伺うと、税務課で令和3年10月6日水曜日、これ固定資産税に関わるゴルフ場の件、過誤納付の件で、ゴルフ場から多く税金を徴収していたということで、総務省との協議ということになっていきますけれども、でも実際行ったところは衆議院会館だと、衆議院議員会館だということになっておりますけれども、行ったのは税務課長、課長補佐、町長の3人、これ税務課長、3人で行きましたよね。どういう手段で行きましたか。車ですか。車は誰が運転していったんですか。お伺いします。

○議長（関 誠一郎君） 税務課長佐藤 宰君。

〔税務課長佐藤 宰君登壇〕

○税務課長（佐藤 宰君） 2番加藤木議員さんのご質問にお答えいたします。

町公用車で出張しまして、運転につきましては税務課の補佐、また私のほうで交代しております。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） そうですか。過誤納付の件を聞きに車で総務省に行ったと言って、課長これ、過誤納付の件なんですけれども、わざわざ国に行かなければ解決しないという問題なんですか。それでまた、これ国との、総務省に聞きに行ったということなんだけれども、誰がどのようにアポを取ったんですか、これ。その電話では解決しないんでしょうか、この問題は。課長お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 税務課長佐藤 宰君。

〔税務課長佐藤 宰君登壇〕

○税務課長（佐藤 宰君） 引き続き2番加藤木議員さんのご質問にお答えいたします。

協議の内容につきましては、町長とも協議した結果なんですけれども、国のほうでバックデータをたくさん持っているということで、直接伺ったほうが良いということで伺っております。

以上でございます。

○2番（加藤木 直君） アポは。

○税務課長（佐藤 宰君） 失礼しました。アポイントメントにつきましては、町長のほうでアポイントメントを取っていると伺っております。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） 町長がアポイントメントを取られたということなんですけれども、総務省ではなく議員会館でこれ話合いしたんですか。その出張先でいろいろお話を聞いて、物事は解決したんですか、これ。結果はどうなったんですか。

そういうことで、復命書、報告書を見せてくださいと聞きましたところ、つくっていないということです。行ったことは行ったんでしょうけれども、そういった中で、そういう足跡の残らない、果実もない、何も得るものが本当に多分そんなになかったのかなど、当然なければそういう復命なんかも書けないのは、これは担当課も分かります。私も仕事していたから。だけれども、そういう出張って本当に許されるんですか。旅費伝票を切るときに、いつどこに、用件、会議室の名称まで必要だということを我々職員の頃はよく言われましたよ。ここにおられる課長さん方は知っている方もおられるかもしれないけれども、あの偉大な常北町時代の収入役大越止男さんの指導ですよ。みんなそれを守って、職員の方はやってきたんじゃないか。そういう足跡が残らないような出張は、大越さん言われましたよ、止男さんも、そういうものを空出張と言うんだと。本当に総務省と協議されたんですか。

時間がないのであれなんですけれども、これ正当な出張とみなせるかどうか、内容は過誤納付ということで県に聞けば十分分かる内容、いや、この程度は税のQ&Aの事典等でそういうもので十分に理解できるんじゃないかなど、こんなことで一々東京へ行っていたら、各課みんな東京へ行っているじゃないか。弁護士だっているのに全く、しかも総務省に行かないで議員会館で話をしたと。町の経費は個人的なお金じゃなくて、先ほど言ったように、あの辞めていった先輩方が身を犠牲にして町のために、町民のために節約したお金じゃないか。復命書も結果も出ず、本当に行く必要あったのかどうか、私は疑問です。

町長は、よく違法な支出と断定すると、いろんな補助金とかそういうものを返還させたということを知っているけれども、阿波山の前区長さんとか、山桜の監査委員さんなど、そういった実績あるけれども、他人に厳しいだけではなく、まず自らに厳しく襟を正していただきたい。

まだ時間がありますので、今日の朝の新聞、ちょっと私見たんですけれども、今日の茨城新聞、今日は12月8日、80年前の今日は12月8日午前6時、大本営陸軍部発表で、西大西洋において米英軍と戦闘状態に入れりという発表がされて、太平洋戦争が始まったときなんですよ。これ読むと、非常にいろんなことを感じさせられますけれども、終戦まで、日本人だけで310万人の方の犠牲が出たということが書いてあります。茨城県が280万か90万でしょうから、ほとんど茨城県の人が全員、それ以上に亡くなったと。この無謀な戦争に突き進んだのか、なぜこの無謀な戦争に突き進んでいったのか。国民の命や暮らしを守るはずの政治が役割を果たせなかった、この過ちを繰り返さぬよう歴史を学び、教訓をかみしめたいと、大変いい中身の論説が載っております。

この中で、政府が30代のエリート官僚や軍人、それから民間企業の日銀などの精鋭30人を集めて立ち上げた総力戦研究所、この研究所では日米開戦をシミュレーションした結果、導き出された結論は、国力に圧倒的な差があり、例えば奇襲作戦に成功しても、日本の勝機はなく、戦争は長期化をして日本は敗れるという内容だったと。もう分かっていたんで

すよね。それを当時の実権を握っていた方が、机上の演習だと一蹴されたということで戦争に突き進んでいったと。不都合な真実、正面から目を向けないで、賢明な判断を下せない政治の機能不全、そして大本営発表と称して、正確な情報を明かさなまま国民のナショナリズムと戦意をあおった説明責任の欠落ではないかという、大変に私もこれを読んで、まさにそのとおりだ。

それで、当庁も、一番町の中で大きな組織でございます。やはり言うべきことは言って、それで我慢しなくてはならないところは我慢をする。いろいろ私も言いたくないことも言ってきましたけれども、町長、私はいろいろと苦言呈してきたけれども、町長が憎くて私は言っているんじゃない、町長も、私、そしてここにおられる議員さんも、みんな思いは同じだと思います。町のため、町民のため、そして将来の子供たちのためにみんな頑張っているんですよ。やり方、手法が違うだけ。膝を交えて話し合えば当然分かり合えるのではないかなというふうに思いますけれども、私も議員になってから今まで一度もなかった、そういうことが。私が窓口を広げていかなかったからかどうか分からんけれども、いずれにしても、これからは、やはりいろいろ話し合えば分かるはずなので、いろんなことを話し合って、それで将来の子供たちのため、町民のために、町のために頑張っていきたいと思っておりますけれども、3分ありますので、町長お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

まず、総務省との打合せですけれども、確かに行っておりました、固定資産税制度について、総務省がどういった通知を出しているか出していないかというのを確認に行ってみました。県庁に行けば足りるんじゃないかというようなご指摘もありましたが、これまで担当課のほうから、いろんな課で県に問い合わせたときに、なかなか時間がかかったり、曖昧に回答が返ってきたりすることがありまして、大事な案件で、固定資産税法は県が持っている条例じゃなくて、所管は総務省の固定資産税課が所管している法律でありますから、直接所管課の方にお会いして、そして直接お聞きすれば、間違いのない自信を持った回答ができるということで、直接東京に赴いたわけであります。

ご承知のとおり、固定資産税のクラブハウスの賦課の仕方に関して、解釈によって何百万という金額が動く可能性がある案件でありましたので、これは町としての意見表明をするときに絶対に間違いがあってはいけないということで、慎重を期すため東京まで行って、総務省の所管課の課長補佐さんに間違いのない見解を確認しまして、大変有意義だったと思います。それが町としての今後の意見資料等の中に生かされているところでございますので、東京まで行って総務省の担当と打ち合わせる意義はあったということでございます。

また、膝を突き合わせてお話しをしようということで、大変有意義なご提案いただきました。ぜひしっかりと議員の皆様と話し合いをして、いい町をつくっていききたいと思いま

す。ありがとうございます。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） それでは、今後町のために膝を交えていろんな話をしていきたいと思います。ありがとうございました。終わります。

○議長（関 誠一郎君） 以上で2番加藤木 直君の一般質問を終結いたします。

続いて、通告第3号、14番小坪 孝君の発言を一問一答方式により許可いたします。

14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 14番小坪 孝です。

環境センターについてお伺いいたします。

非常に時間がないので、聞かれたことだけ答えてくださいね。

家庭から出るごみ、忙しいと出し忘れる、置いておく場所もない、まとめて出すとあふれてしまう、こういう問題が週2回あるので、何とか対応しているということです。しかし、粗大ごみ、瓶、缶は月1回しかありません。延々と家にたまってしまうとのこと。

町民の方に言われることは、軽トラックを借りて環境センターに持ち込むと有料になり、ごみ置場に置けば無料なのに持っていくと有料、そこら辺の矛盾をちょっと回答お願いします。課長。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長加藤孝行君。

〔町民課長加藤孝行君登壇〕

○町民課長（加藤孝行君） 14番小坪議員の質問にお答えします。

現在、環境センターにおける家庭ごみの持込み料金につきましては、30キロまでは無料、30キロを超えた分につきましては、10キロにつき100円となっております。

家庭ごみの無料化につきましては、環境センターの維持費の確保及び家庭ごみの減量化の観点から、今後もこの料金で継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○14番（小坪 孝君） ありがとう。ちょっと今の説明でいくと、非常に腑に落ちないところがあるんですよ。

先ほど藤咲議員が質問しましたように、アツマーレのごみ、アツマーレのごみを役場職員が持っていけば無料、シルバー人材が持っていけば無料、町で2,700万、800万、業者に仕事を委託して、そのごみを役場職員が環境センターまで持っていくと無料、町民は軽トラックを借りて持っていくと30キロまでは無料で、何で30キロ超えると金取られるんですか。それだったら2,800万もらっているアツマーレのごみも有料にするべきでしょう。それが無料なんだから、道路の草刈りを業者に頼んでいるやつも全て無料にしなければおかしいと思うんですけども、そこら辺答えてください。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長加藤孝行君。

〔町民課長加藤孝行君登壇〕

○町民課長（加藤孝行君） 一般の家庭ごみにおきましては、ごみの、先ほども言いましたけれども、減量化も含め、あと環境センターの維持管理もありまして、あえてお金を頂いております。

道路工事のほうは、委託業者……

○14番（小坪 孝君） 聞いていることとちょっと意味が違うと思うんだけど。

○町民課長（加藤孝行君） あとは、道路のほうは委託業者の仕事になってしまうので、そちらのほうはお金を取っています。

○14番（小坪 孝君） 何、ちょっと聞き取れないんだけど、聞いている意味とちょっと答えが違うんだけど。

○町民課長（加藤孝行君） アツマーレにつきましては、確かにお金は頂いておりませんが、減免措置ということでお金を頂いておりません。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 非常に残念だなと、業者に2,800万も払っていて、草刈りを頼んでおいて、みんな道路の草刈りの除草も、みんなそういう減免でやってやるんだらば平等だと思いますよ。それでなぜそういうのが町職員を使ってごみを捨てるのかなと、町民が自ら持っていつているんですよ、ごみを。それを30キロ超えたらば金を取るなんていうのはおかしいでしょう。みんな道路の草刈り、シルバー人材もただみたいだし、アツマーレもただだから、町民のごみもただ、全てただ。おかしいでしょう、だって指定管理で開発公社に仕事を委託しているやつを、職員が持ってくるからといって無料で捨てられるというのはおかしいでしょう。

次にいきます。

あとは働いている人、平日の早朝に粗大ごみを出しづらい、土曜日曜に持ち込めるように月1回第3日曜日開けているのは分かるんですけども、もうちょっと日曜日開放できないかどうか、ちょっとそこら辺お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長加藤孝行君。

〔町民課長加藤孝行君登壇〕

○町民課長（加藤孝行君） 現在、環境センターの搬入受付は、平日及び土曜日、日曜日と重ならない祝日に加え、毎月第3日曜日に実施しております。

ごみの持込み料金同様、今後ともこの形態で継続したいと考えております。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小唄 孝君） 月1回でやるというのは分かるんですよ。今非常に、今共稼ぎで、昨日の委員会でも、うちは2人で働かなければ非常に生活ができないんですよという、総務委員会で開放学級のお母さんに訴えられました。そういう感じでいくと、日曜日、ごみ集めやっているのは月火だけですよね。水曜日は集めていないんだよね。水曜日と金曜日は。

〔「常北はです」と呼ぶ者あり〕

○14番（小唄 孝君） そういう形で周期でいくと、その分を日曜日に1回のところをあと1回くらい開放してもいいんじゃないですか。私が言うから絶対駄目だという感じはもう分かるんですけども。そういうけんか腰でやっていたんではいい町になんないですよ。本当に。

先ほどから言っているんだけど、金を払っているごみが有料にしないで無料、誰も仕事もらった人は金もらっているんだから自分らで処理するわけですよ、お金払っても何でも。それがなぜ無料なのか。町民が日曜日あと1回開いてくださいと言っても開かない。30キロまでは無料だけれども、あと1回。そういう感じで閉鎖的では町民差別じゃないかな。

じゃ、次いきます。

環境センターに捨てに行ったときに、非常にごみを捨てると、要は一々車から降りて免許証を見せてくださいとか申込用紙書かされて、非常に時間がかかるんですよ。そういう形でいくと、ごみを捨てるのに町民が持っていても、簡素化で今マイナンバーのある時代ですので、あとは許可証、業者と同じく、何回かもう捨てに来るといって町民の方には許可証というのをやっぱり出してあげて、スムーズにごみが捨てられるようにできるかどうか、ちょっとそこら辺お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長加藤孝行君。

〔町民課長加藤孝行君登壇〕

○町民課長（加藤孝行君） 14番小唄議員の質問にお答えします。

現在、環境センターでは、確かに家庭のごみを持ち込むお客様について、1回ごとに免許証の提示をお願いして城里町民であるかどうか確認しています。その作業については、もっと簡素化ということなんですが、環境センター、新しくなって、ちょっとそのときいろいろは考えてはみたんですが、近隣のちょっと町村の話聞いてみて、やっぱり一番免許証で確認するのが確実ということでこのようなことになりました。

○議長（関 誠一郎君） 14番小唄 孝君。

〔14番小唄 孝君登壇〕

○14番（小唄 孝君） 非常にそういう町民のごみは物すごく厳しい、検査が。しかしながら、業者さんのごみ、あそこに搬入する許可者の車、町内で何台ありますか。ちょっとそこら辺お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長加藤孝行君。

〔町民課長加藤孝行君登壇〕

○町民課長（加藤孝行君） 14番小坪議員の質問にお答えします。

現在、町で許可している許可業者については14軒ございます。

○14番（小坪 孝君） 14軒。

○町民課長（加藤孝行君） はい。

○14番（小坪 孝君） 14台。

○町民課長（加藤孝行君） はい。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） その14台のごみの預かり場所の確認というのはしているんですか。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長加藤孝行君。

〔町民課長加藤孝行君登壇〕

○町民課長（加藤孝行君） 14番小坪議員の質問にお答えします。

現在、環境センターでは、その確認方法としては、入ってきたときに、どこの地区のみの確認となっております。常北地区とか桂地区とか、それだけの確認になっています。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） ちょっと意味が分からないんだけど、通常ごみステーションを集めている車ならそういう感じでもいいんだけど、一般に許可車といっても、そういう業務を契約していない業者さんが持込みのごみ、それは町内のごみだか、町外のごみだか、確認はどうしていますかと、それを聞いているんですよ。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長加藤孝行君。

〔町民課長加藤孝行君登壇〕

○町民課長（加藤孝行君） 14番小坪議員の質問にお答えします。

現在、環境センターでは、持ってきたときの聞き取りの調査のみになっております。あえてどこの業者からというのは確認はしていません。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 非常に私もごみ捨てに行っていて感じたんだけど、全然許可者だからといって、トン数だけ量ってさあって入っちゃって、ごみの確認はしていない。

それで、その許可するのに、14台とか13台と言っていましたけれども、その許可するのに、この城里町の商店街、飲食街、それ見たときに14台も必要なのか、ちょっとそこら辺

答えていただきたい。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長加藤孝行君。

〔町民課長加藤孝行君登壇〕

○町民課長（加藤孝行君） 14番小坪議員の質問にお答えします。

現在14台ですけれども、去年から、業者が14台あれば、町内のごみを十分14台で扱えるということで、新規の業者は現在は募集はしておりません。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） ちょっと説明の意味が分かんないんだけど、3台は通常運んでいるごみ、あとの10台は町内の商店街から、飲食店から、そのごみを運ぶんでしょう。そのごみをどこから運んだんだか確認しているんですかと、許可するときに、どこどこ商店から何トン出るとか、そういう事前に町内のごみだという判断をして許可しているんでしょう。何で10台も許可したのか、どこのごみを運ぶために許可したんですか。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長加藤孝行君。

〔町民課長加藤孝行君登壇〕

○町民課長（加藤孝行君） 14番小坪議員の質問にお答えします。

許可申請のときに、許可業者からは、どこのごみを持ってくるとか、一般の方の依頼があったときにごみを持ってくるということを聞き取りはしています。

それで、14軒のうち5軒はうちの委託業者、そちらのほうもダブって入っていますので、実際は許可業者としては9軒です。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） だから、9軒で運ぶほど、うちの商店街だの飲食店、それだけのごみは集まるんですかと。10台も一般許可車にして。これ町外のごみは捨てられないわけですよね。町内のごみしか。それがなぜ10台も。桂何台で歩いてるんですか、じゃ、七会何台で歩いて、一般の商店、ちょっとそこの割り振りだけ、石塚何台で歩いてるんだか、そこを答えてもらえないかな。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長加藤孝行君。

〔町民課長加藤孝行君登壇〕

○町民課長（加藤孝行君） 許可業者につきましては、石塚地区が何台とか、そういう割合ではなくて、町内全域のごみを扱えるということになっております。

だから、この常北地区、桂地区、七会地区という割り振りはないです。

○14番（小坪 孝君） ないの。じゃ……

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 前ほど、申し上げていたように、一般許可者、通常運んでいない業者、それのごみの何トン捨てていますか。町全体で、何トン捨てて、分かりますか。要するに10台で何トン運んで、年間何トンのうちの何トン処理しているんだか、ちょっとそこら辺教えていただきたい。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長加藤孝行君。

〔町民課長加藤孝行君登壇〕

○町民課長（加藤孝行君） 現在、そのトン数の資料ですが、ちょっと現在ないので、今日中にお出しします。

○議長（関 誠一郎君） 小坪議員、ここで暫時休憩といたして、午後1時より再開したいと思います。その間に、町民課、その資料を提出するようにお願いいたしまして、じゃ、ここで暫時休憩といたします。

午後 0時01分休憩

午後 0時59分開議

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

14番小坪 孝君の一般質問から始まります。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） じゃ、環境センターのごみの確認、町民に厳しく、業者に甘くしているようだけれども、これは上遠野町長の意向なんでしょうけれども、やっぱり業者、指定業者のごみもきちんと調査してください。皆さん、議員さんも確認していると思うんですけども、橋渡ってごみが来たり、水戸のほうからごみの車が来て環境センターへ直接入っているような気がしますので、それで町民の方もそういう形で話が出ておりますので、これからは指定業者のごみもきちんと確認してください。

じゃ、今の申し上げて、お願いして、次の質問に入りたいと思います。

では、町おこし協力隊について伺います。今までの人数、実績、現在の状況を伺います。実績一覧表ももらっていないし何も出ないから、ちょっと発表してください。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 14番小坪議員のご質問にお答えさせていただきます。

地域おこし協力隊は、総務省の地域おこし協力隊推進要綱や城里町地域おこし協力隊設置要綱における趣旨にあるように、地域活性化の促進を主な目的として活動しております。

地域おこし協力隊につきましては城里町の場合、まちづくり戦略課それと農業政策課の

二課で採用しておりますので、まず初めに、まちづくり戦略課所管分としましてご説明させていただきます。

平成28年度に5名、平成29年度に2名、令和元年度に2名を採用し、現在は2名の隊員が活動をしているところでございます。

主だった実績としましては、平成28年度採用の隊員は、地域の活性化につながる活動としてイベントの企画、運営や個人のスキルを生かした活動、平成29年度採用の隊員につきましては、前年度採用の隊員と連携を図りつつ地域活性化活動、併せて江戸川区との都市交流事業を行いました。関係人口の創出につながっているものでございます。

現在、活動をしております2名の協力隊員におきましても、今までの協力隊員による活動成果を引き継ぎ、個人のスキルを生かしながら、住民の健康増進に資する活動や地域活性化へつなげる活動を行っているところでございます。

まちづくり戦略課所管の地域おこし協力隊の定住者は2名でございまして、活動中の経験を生かし、町内において活動をしております。

また、地域おこし協力隊の活動の成果につきましては、隊員によるホームページやSNS等により情報発信されているところであります。また、町の広報紙においても毎月隊員の活動の様子等を掲載しているところでございます。

この後、農業政策課のほうから、さらに採用した職員等についてご説明申し上げます。以上です。

○議長（関 誠一郎君） 農業政策課長増井栄一君。

〔農業政策課長増井栄一君登壇〕

○農業政策課長（増井栄一君） 14番小坪議員のご質問でございます。

今までの人数、実績ということでございますけれども、農業分野におきましては、平成29年度から令和元年度まで10名の隊員を採用し、任期を終えております。

令和3年度につきましては、新しく3名を採用してございまして、先輩隊員と同様に農業研修を行っております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） ありがとうございます。

いや、これから聞こうと思ったやつ全てまとめて発表されちゃったんで、私の出番がなくなっちゃったような気がするんだけど、都会から来てもらって定住をしているのが目的だと思うんですけど、定住者のやつがちょっと確認できていないもんで、定住者、農業課とまちづくり課でちょっとそれ聞かせてください。

○議長（関 誠一郎君） 農業政策課長増井栄一君。

〔農業政策課長増井栄一君登壇〕

○農業政策課長（増井栄一君） 引き続きお答えさせていただきます。

定住者につきましては、任期を終えた隊員10名のうち農業部門では9名が町内に在住しております。そのうち7名が就農しております、1名は林業関係に従事しております、計8名が農林業関係で励んでおります。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 引き続き14番小坪議員のご質問にお答えさせていただきます。

まちづくり所管分としましては、5名の隊員が卒業してございます。そのうち2名が町内のほうに定住しているという状況でございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 農業政策課のほうは10名のうち9名が農業に従事してやっていると、それは素晴らしいことだと思うんですけども、まちづくり戦略課のほうで5名のうち2名が定住しているということなんですけれども、自立できているのかどうか、そこら辺の確認をちょっとお願いします。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 14番小坪議員の質問に引き続きお答えさせていただきます。

議員、申し訳ございません。1期生が5名、2期生が2人おりました、すみません、5名じゃなくて7名の卒業生で、2名が定住ということで訂正をお願いしたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

それで、この2名につきましては、1人はご結婚されたということで、安定的にお暮らしになっております。もう一方おりますけれども、この方についてはコロナ関係で活動もちょっとできなくなったということもございまして、普通の会社のほうにも勤めながら行っているという状況でございます。詳細については、我々もその中身までは詳しくは調べておりません。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 今、一人の方は結婚して定住している、一人の方はコロナでという自立できているんだかできていないんだか確認できない。ちょっと非常に遑ってち

よっと今までの経緯からいきますと、町の開業費とか町の補助金、クラウドファンディングで金を集めたり何かして、町おこし協力隊単に自立できるような事業をやらせていないで、単なる役場の補助員のような形で使っていて、町おこし協力隊を役場の手伝いで江戸川の交流事業に使ったなんて、江戸川の交流事業で使ったんだら、江戸川を相手に商売できるような、自立できるようなことなぜできなかったのか、そこら辺ちょっと発言してください。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 14番小坪議員のご質問に引き続きお答えをさせていただきます。

地域おこし協力隊の導入の効果ということでございますけれども、その観点からいきますと、地域おこし協力隊は、地域と地方公共団体、三方よしの取組ということで、地域おこし協力隊は、自身の才能や能力を生かした活動、それと隊員が、自分がですね、理想とする暮らしや生きがいの発見、また、地域としましては、斬新な視点から物事を考えていただくよしもの若者、それと協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与えるというようなこと、また、地方公共団体としましては、行政ではできなかった柔軟な地域おこし策や住民が増えることによる地域の活性化というような、この大きな3つのそれぞれの分野の目的もございますので、江戸川区との交流につきましては、やはり地域おこし協力隊として町の魅力の発信ですとか、そういうものにご協力をいただいたところでございます。以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 非常に、課長、聞いたことだけちょっと答えてください、時間ないもんで、私も次の質問進まなくちゃならないもんですから。

非常に、町おこし協力隊呼ぶときには、島家住宅、食事ができて民泊やらせるだの何だのそういう公約をして、まち戦に町おこし協力隊呼ばって、何にも島家に対しては結果が出ていない。そういう執行部のこれは大きなミスじゃないですか。そういうこと、こうやって金だけ、国の補助金ですからなんていって、使ってやって、使うだけ使って、何も結果が出ていない。何も町にとっても何も成功していない。

そういう町おこし協力隊を利用して、国の金だからって言って、そういうことはいけないと思うんで、これから今後もう、あくまでも国の金は国民の借金であるし、全て町民の借金でもありますので、町おこし協力隊のほうも採用するときには、本当に計画どおりにやっていただきたい。

呼ばったときと最後に帰るときには全然違うような職種で、単なる役場のお手伝いやらせて、だって開発公社の第三セクターのお手伝いやらせて、今2人町おこし協力隊、自立

して町のために使うんだらいいけれども、開発公社のために使っているなんていうのもちょっと解せないんだよな。

以上で、次の質問に移ります。

次の質問に移りますけれども、お試し住宅についてお伺いいたします。

利用状況、ホームページを見ると、ずっと予約が入っていて借りられない状況、3月21日から4月3日までは清掃点検のために予約が不可となっておりますが、それ以外は来年3月まで全部予約が入っている大盛況でいいことだと思います。

そこで伺いますけれども、できてから何人の方が借りて、幾ら今までに収入があったか教えていただきたい。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 14番小坪議員のご質問にお答えさせていただきます。

平成29年度から令和3年、今日現在まででございますけれども、合計で21件、金額につきましては約になります。33万円程度入っております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 今、利用料金を変更したようだけれども、お試し住宅に対して当初の値段と違って、なぜこれ始まってから途中で利用料金が増えられたんですか、課長。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 14番小坪議員のご質問にお答えさせていただきます。

なぜと申しますと、平成29年度の申請が4件、平成30年度の申請が2件という実績でございます。そうした中で、利用促進を図るために利用料金の見直しを行ったというふうに、私は承っております。

そういう答弁でよろしいでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 利用料金促進のため、これはあくまでもお試し住宅ですよ。そうすると、当初の値段設定のほうがいいんじゃないかなと思うんですよ。5日間で1万円で、それ以降は1日2,000円で貸すのに、なぜこれ5日までが2,000円に変更して、今度は1日当たり500円、こういう変更しちゃったとしたら、長期的に使ってくださいという表れじゃないですか、これ。お試し住宅なんですよ、お試し。それで、これお試しで泊ま

った人で城里町に住居してくれた方、引っ越してくれた方何人いますか。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 14番小坪議員のご質問に引き続きお答えをさせていただきます。

城里町に定住された方は、現在のところ2名ということでございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 2名の方がいるということで、それちょっと何年度に何人とか、ちょっと詳細に答えていただけますか。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません、ちょっと手持ち資料がなくて、何年度にというあれがございません。大変申し訳ございません。3年前か4年前ですか、すみません、手元になくて申し訳ないです。すみません。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） これお試し住宅で本当に引っ越してくれたんだったら、やはりどこの地区へ引っ越してくれたんだか、それもちよつと確認したいよね。何だかこの資料が何も出ないんだよね、議会から。これ小坪 孝には絶対出すなっていう町長命令でもあったのかな。ちよつとどこの地区に引っ越したんだかちよつと聞かせてください。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 14番小坪議員のご質問にお答えをさせていただきます。

塩子地区のほうに空き家になった家をお借りして、今現在、住んでいるというふうには聞いてございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 2名の方が引っ越した。これは町が斡旋したんですか、それを伺います。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 14番小坪議員のご質問に引き続きお答えをさせていただきます。

2名の方はご夫婦でございまして、その物件につきまして町が斡旋したというような事実はございません。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） なぜこれお試し住宅に泊めてお試しで、城里町に引っ越したいというのに、なぜ町が非協力的で、今も協力していないなんていう話だけれども、そういうことでお試し住宅つくる必要ないんじゃないですか。城里町に本当に引っ越していただきたいというような気持ちがあれば、町がこぞって歓迎するのが当たり前でしょう。それが非協力的だなんていうのは、ちょっと残念だなと思います。

次の質問にいきます。

区長要望について。

現在、区長要望は年間何件くらいあるのか、その内訳を伺います。

都市建設課以外は、要望リストはないのか。

昨年1年間でその区長要望の何件を処理したのか。

各要望リストをどのように管理しているのか、優先順位をどうつけているのか。

以上、3点をお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

〔総務課長山口成治君登壇〕

○総務課長（山口成治君） 14番小坪議員のご質問にお答えいたします。

現在、区長要望は何件あるのかというご質問であります。区長要望につきましては、複数の課局にまたがるものですので、総務課のほうで、先般、要望件数を取りまとめいたしました。その件数についてまずご報告させていただきます。

年数につきましては、先般、ちょっとご依頼があった年数ですと、約3年間お願いしたいということでありましたので、各課のほう調整した結果、若干集計年度にばらつきはありますが、総数についてご説明申し上げます。

まず、総務課であります。平成29年から令和3年、現在、期の途中でありますが、11件でございます。

町民課につきましては、令和元年から令和2年、72件となっております。

農業政策課につきましては、平成30年から令和2年の集計で114件となっております。

都市建設課につきましては、二通りに分かれます。維持・改良という内容になっておまして、維持につきましては、平成29年から令和3年までで1,221件、改良につきましては、平成29年から令和3年までで15件という集計になってございます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 区長さんによく言われるんですけども、区長が、あまりにも区が多いから、区長さんの要望を区全体に1個ずつやったって、とても間に合わないでしょう。そういう形で、道路要望なんかに行く、同意書をもらってください、同意書一生懸命もらっても、役場がやってくれない、そういう不平不満を聞くんですけども、そこら辺はどうなっているんですか。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

〔都市建設課長大津好男君登壇〕

○都市建設課長（大津好男君） 14番小坪議員からの改良要望に関する区長からの同意書の添付を求めて、なおかつ要望申請しても始まっていただけないというご質問でありますけれども、都市建設課のほうといたしまして、一応直近5年の状況の説明から入りたいのですが、29年度5件の要望に対して事業化しているものが2件、平成30年度1件の要望については、改良工事から維持工事へ振替しての事業化をしており、令和元年度8件の要望に対して事業化が済んでいるのが5件、令和2年度の1件については未着手でございます。そして、令和3年度、先月末現在では、受理した要望は、今のところありません。

要望書のほうなんですけれども、毎年区長会の集まりの際に、都市建設課のほうから道路改良要望書については、要望沿線箇所における地権者様の同意書を添付していただいて申請受理をすることとして説明しております。その後、要望の事業に関して、要望書の順番、あと中に係る事業費、それから事業箇所、また事業期間等をいろいろ考慮しながら、事業化を検討しておるところでございます。

なかなか進まない、着手にならないという指摘はございますが、今説明したとおり、平成29年度からいろいろ状況を踏まえながらですけども、着手に至っているというところは、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） これ課長、区長要望の中で町民から同意書をもらってくださいと言って、町がお願いして、すぐに着工してやるんならば、それもよしと思えますよ。全然区長要望で、地権者の同意をもらっても全然進まない。道路改良にしても、区長要望だのして3年前、4年前あたりのやつが今年やっとこやっているような状況で、町民の皆様と言うと、町長要望にすればすぐ年度内にできちゃうんですよなんていうこと、私言われるんですけども、区長要望があつて、町長に要望というのがあるんですか、ちょっとそこら辺聞かせてください。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

〔都市建設課長大津好男君登壇〕

○都市建設課長（大津好男君） 都市建設課、私のほうといたしましては、今小坪議員から言われた町長要望ということは、認識はしておりません。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 課長は認識していないという話なんだけれども、町長に言うと、町長が区長さんところに行って、区長要望に書いてくださいって言って、区長さんところに頭下げに行って、区長に判こもらって、そうやって道路改良あたりをやっているというのが現実で、それが町の中うわさになっているんですよ。町長に言ったって、やっていませんやっていますって、それだけだと思うけれども、以上で。そこら辺答えられないでしょう、どうせ。

区長要望を町長が本当にもらい歩ったのかどうか、そこら辺1件だけ町長に伺います、区長要望にしてくださいって。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

私が、区長さんのところに行って、印鑑押してくださいと歩くようなことは、まずあり得ません。

道路につきましては、いろんな形で道路を行っております。確かに区長要望たくさんたまっています。その中からどれをやるかというのを担当課と協議しながら、じゃたまっている区長要望の中からこれを事業化しようということで、事業化もやっていきますし、逆に今やっている常北中と常北小学校の間の道路改良などは、区長要望があってやっているわけではありません。常北中学校の通学路で非常に重要な道路であるから、地権者の同意書つきの要望書は出ていないけれども、町として必要だと考えるから、通学路整備としてやっているものもあります。

あるいは、都市計画道路とか地区計画道路とかいうことで、上位計画で道路件数やることが決まっている道路もあります。そういった都市計画道路とか、地区計画道路で決定しているのに未着手な道路について、いつまでも未着手にしておけないから、じゃ1本ずつとかやっていこうということで、予算をつけていくこともあります。

○議長（関 誠一郎君） 町長、単刀直入に。

○町長（上遠野 修君） そういった形で道路予算は計上されていくことになります。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

〔14番小坪 孝君登壇〕

○14番（小坪 孝君） 最後をお願いします。

町長、区長さんのところへ区長要望に書いてくださいなんて行ったりしていないということですので、今後もそれを、そういう区長さんところに区長要望に書いてくださいなんて行かないこと。そして、直接建設業者に行ってお話をしたり、何かしているのが、町の中聞こえますので、そういう建設屋さんとか、町の指名業者の仕事もらう業者さんところへ直接行ってお話をしたり何かすると、町民に誤解を招きますので、以上、それを注意して、私の一般質問を終了したいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（関 誠一郎君） 以上で14番小坪 孝君の一般質問を終結いたします。

続いて、通告第4号、1番桜井和子君の発言を一問一答方式により許可いたします。

1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） 1番桜井和子です。

通告に従い、質問をさせていただきます。

初めに、高齢者住宅のエアコン設置についてお伺いいたします。

毎年のように猛暑が続く中、高齢者の熱中症を防ごうと個人住宅にエアコンを設置するための購入費に補助をする自治体が出てきています。

総務省の消防庁によると、茨城県内で、今年7月26日から8月1日の1週間で、熱中症で搬送された65歳以上の高齢者は74人で、全体の6割を占めています。発生場所は住居が多く、新型コロナウイルス感染拡大で在宅時間が増え、自宅で熱中症にかかるリスクが高まっていると報道されていました。

そのような中、補助対象者の内容はそれぞれ異なりますが、境町が先駆けで、古河市、つくばみらい市、筑西市がエアコン購入を促して、住民の命を守る対策に踏み切っています。

エアコンは高額なため、設置したくともできない、そのような方もいるのではないかと思っています。

知り合いの独り暮らしの方ですが、エアコンはありません。猛暑のときには小まめに水分を取って、熱中症に気をつけてくださいと声をかけることしかできません。

購入に思い切れない方も補助が出ると知れば、購入に踏み切れることもあるのではないかと考えます。ひいては、高齢者の命を守ることにもつながるのではないのでしょうか。そのためにも高齢者の個人住宅へエアコン設置に補助ができないか、お伺いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 長寿応援課長稲川弘美君。

〔長寿応援課長稲川弘美君登壇〕

○長寿応援課長（稲川弘美君） 1番桜井議員の質問にお答えいたします。

高齢者対策としての高齢者住宅のエアコン設置についてであります。県内でエアコン

購入費等の補助を行っている市町村は、先ほど桜井議員がおっしゃったように、4か所でございます。いずれも国の地方創生臨時交付金を活用しての補助を行っており、令和2年度、令和3年度の単年度事業として導入している状況であります。

エアコン購入費等の補助につきましては、今後も近隣市町村の状況を見まして、検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） 答弁ありがとうございました。

単年度の補助ということで、それでは不公平感というんですかね、不公平だという、そういう感じを受け取られるのではないかと思います。金額も、3か所ですか、そこは5万円程度の補助になっておりますので、僅かな5万円程度で年配者の健康を守れるのであれば、町の財源から支出しても取り組むべきではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

最初から本当に多くの予算を支出してもじゃなくて、本当にそれほど入っていない家庭が多いとは思いませんので、10件程度であれば、本当にそれほど大きな支出ではないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 長寿応援課長稲川弘美君。

〔長寿応援課長稲川弘美君登壇〕

○長寿応援課長（稲川弘美君） 1番桜井議員の質問にお答えいたします。

先ほど話しましたように、今後も近隣の状況を見まして、検討課題としてまいりたいと思っております。

あとまた、今年県では1,266名の方が熱中症で救急搬送されまして、そのうち高齢者は677人と、大体半数以上の方がなっている状況でございます。

今後も高齢者等の熱中症を予防するために、広報や長寿応援課で事業などを行った際に、小まめな水分補給とか、涼しい服装とか、日頃の体調管理などの熱中症対策を徹底していただけるよう周知も努めてまいりたいと思っております。

○議長（関 誠一郎君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） ありがとうございます。ぜひ前向きな検討をよろしく願いいたします。

次に、特殊詐欺を防ぐ対策についてお伺いいたします。

偽電話詐欺による被害の報道が毎日のように新聞を賑わせています。手口がますます巧妙になってきており、金融機関に行って振り込む手口から、最近は自宅に行き言葉巧みに信用させ、カード等を預けてしまう被害が後を絶ちません。どちらの被害も一本の電話

から始まります。留守電機能がついていない電話や相手の電話番号が表示されない機種では、高齢者は詐欺被害を避けることはなかなか困難だと思います。

本町でも、今年8月に介護保険料の過払い金があるので返金したいとの電話が入り、J Aの窓口でその内容を伝えると、不審に思った職員が町役場に問い合わせたところ、そのような事実はなく、幸いにも未然に防ぐことができたと聞いています。

身近でいつ起こるか分からない巧妙な手口で来るのが特殊詐欺の特徴です。町民が特殊詐欺の被害に遭い、悩むことがないように、特殊詐欺を防ぐ機能がついた電話機購入に補助ができないか、お伺いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長加藤孝行君。

〔町民課長加藤孝行君登壇〕

○町民課長（加藤孝行君） それでは、1番桜井議員のご質問にお答えします。

現在、町民課では、偽電話詐欺に代表される特殊詐欺被害の未然防止対策として、茨城県警察から送られてくるポスターの掲示やチラシの配布、防犯連絡員による街頭キャンペーンの実施等による啓発活動のほか、防災行政無線放送を使って、町民向けに特殊詐欺被害の未然防止のため注意喚起の呼びかけを行っている状況です。

特殊詐欺を防ぐ電話機購入に補助はできないかのご質問についてですが、県内においては5つの自治体が補助を行っており、中央地区では茨城町が補助を行っています。

今後につきましては、茨城県警察本部、笠間警察署生活安全課と連絡を密にし、引き続きポスター、チラシ、防犯キャンペーン、防災行政無線等による啓発や注意喚起のための広報活動を中心に、特殊詐欺の未然防止を図っていきたくと考えております。

補助につきましては、近隣市町村の動向を踏まえて検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（関 誠一郎君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） ありがとうございます。

近隣自治体の動向を踏まえて検討するということがですが、チラシ、キャンペーン、ポスターなどで防げれば、本当に苦労はしません。

それが本当に巧妙であるからこそ、本当にそういう被害に遭ってしまうということなものですから、電話機の値段は2万円前後だと思います。半額補助なら1件当たり1万円で済みます。10件分でも僅か10万円の費用で済みます。それだけの費用で防げることができる可能性は強いんですが、それでも補助は難しいでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長加藤孝行君。

〔町民課長加藤孝行君登壇〕

○町民課長（加藤孝行君） 1番桜井議員のご質問にお答えします。

現在、茨城県内で県内県西地域で詐欺のほうが多発している状況は理解しています。

城里町でも確かにいつ起こるか分からないとは思いますが、その点も含めて、さっきも言いましたように、前向きに検討させていただきます。

○議長（関 誠一郎君） 1 番桜井和子君。

〔1 番桜井和子君登壇〕

○1 番（桜井和子君） ありがとうございます。ぜひ前向きに検討お願いいたします。

続いて、投票率アップの施策についてお伺いいたします。

最初に、合併前に比べて現在の投票所はどのように変動したのか、お伺いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

〔総務課長山口成治君登壇〕

○総務課長（山口成治君） 1 番桜井議員のご質問にお答えいたします。

合併前と比べて現在の投票所はどのように変動したのかとのご質問ですが、城里町におきます投票所につきましては、現在13か所ございます。地区別に見ますと、常北地区が6か所、桂地区が5か所、七会地区が2か所、計13か所となっております。

合併前を見ますと、旧常北町が12か所、旧桂村が14か所、旧七会村が5か所の合計31か所ございました。18か所ほど統合によりまして減少している状況でございます。

合併後につきましては、旧町村の投票所を引き継いでおりましたが、平成18年12月執行の県議会議員選挙を最後にいたしまして、平成19年7月執行の参議院議員通常選挙から投票所の再編を行ってまいりました。

期日前投票所におきましては、常北地区、桂地区、七会地区に各1か所設けてございまして、町内3か所で期日前投票の受付も実施している状況でございます。

○議長（関 誠一郎君） 1 番桜井和子君。

〔1 番桜井和子君登壇〕

○1 番（桜井和子君） ありがとうございます。

投票所が31か所から13か所に縮小された、18減になるわけですが、投票率はどのようになったのでしょうか、どのような変動がありましたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

〔総務課長山口成治君登壇〕

○総務課長（山口成治君） 引き続き1 番桜井議員のご質問にお答え申し上げます。

変動したことによる投票率の推移はとのご質問でございますが、投票率の推移につきましては、近年全般的な傾向としては低下傾向でございます。

期日別に同一選挙衆議院議員総選挙を見ますと、再編前平成17年9月執行分ですが64.12%になってございまして、この際、県知事選と同時選挙となっております。再編後の平成21年9月を見ますと68.14%、こちらも県知事選と同日選挙となっております。平成24年12月57.07%、こちらについては衆議院単独、平成26年12月53.14%、こちらも県議選と同時執行となっております。平成29年10月を見ますと51.92%、

直近ですと令和3年10月、こちらについては52.09%ということで、県知事選挙と同日選挙の衆議院議員総選挙につきましては、投票率が若干上がっている傾向がございます。平成19年の再編以降、投票率につきましては50%台で推移している現状にあるということでございます。

なお、参考までにであります。過去の選挙の最高投票率を記録しておりますのは、平成18年3月12日執行の城里町議会議員選挙74.34%となっております。逆に、最低投票率としましては、平成25年9月18日執行の茨城県知事選挙34.39%ということになってございます。

また、現在、先ほど申し上げましたように、期日前投票所のほう3か所町内に設置してございます。最近期日前投票の率が上がっておりまして、衆議院選挙平成29年10月22日執行分を見ますと、投票者総数9,144のうち4,787、52.4%が期日前で投票を済まされております。直近令和3年10月31日、さきの通常総選挙を見ますと、8,633の投票総数のうち4,059が期日前投票ということで、47%の投票率を示しております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） 丁寧な説明ありがとうございました。

選挙の内容によっても投票率に変動があり、町民の関心があるかどうか、そういう内容にも影響があるということも見えてきています。

2年前の議会質問で、先輩議員が投票率向上について質問された折、県内の3つの市、また他県の事例を参考に今後調査を検討していきたいと答弁されてはいますが、その後進展はあったのでしょうか。

今回の衆院選で地域を歩きましたが、高齢者の世帯の方から投票所が遠くて行きたくても行けないとの声が多く聞かれました。これからますます高齢化が進み、本町においても令和7年には3人に1人が高齢者、高齢化率42.4%と推定されています。車の運転ができなくなった方や投票所が遠い地域の有権者の方々が気楽に投票できるよう、期日前投票の期間、送迎車を運行すべきと考えますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

〔総務課長山口成治君登壇〕

○総務課長（山口成治君） 引き続き1番桜井議員のご質問にお答え申し上げます。

投票率アップの施策ということでご質問いただいております。

町選管としましては、若年層への対策としまして、中学校生徒への生徒会選挙の際に投票箱の貸出しや記載台の貸出し、県立桜ノ牧高等学校常北校への模擬選挙での投票箱の貸出しなど、実際に選挙で使用する物品の貸出しなどを行いまして、選挙の関心を高める活動を行っております。

また、啓発としまして、夏休みの課題として、明るい選挙推進のためのポスターコンクールなども行い、投票権のない若い世代まで広く選挙についての関心が持てる取組を行っております。

また、成人式におきましても、新成人への選挙関係のリーフレットを配布するなど、時に触れまして明るい選挙推進の取組を行っている現状でございます。

先ほどの桜井議員のご指摘でございますが、高齢者対策、足のない方への投票所投票対策としてどのようなことが、先般の質疑からどのぐらい進展しているのかということでございますが、こちらにつきましては、高齢者対策としまして、投票所までの足の確保につきましても、県内市町村でもタクシー乗車券の補助など、先進事例がございまして、本町におきましても、先進自治体を参考に、投票所までの足の確保対策として引き続き検討のほうをしてみたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） 1 番桜井和子君。

〔1 番桜井和子君登壇〕

○1 番（桜井和子君） ありがとうございます。危険防止の声かけとともに、本当に具体的な細かいところの具体的施策を実施していただきまして、投票率アップにつながるようよろしくお願いいたします。

最後に、犬用防刃ベスト貸与についてお伺いいたします。

町内におけるイノシシの被害が増えており、我が家でも作付した野菜など、イノシシに荒らされ収穫できず、残念な思いをすることも度々です。

猟友会実施隊の方と懇談の折、猟犬を伴った猟を行う際、追い込まれたイノシシによって猟犬が逆に襲われけがを負うことがある、それを防ぐために防刃ベストを町で準備してほしいとの要望が寄せられました。

実施隊の皆さんが安心して狩猟ができるよう、犬用防刃ベストの貸与をしていただけないか、お伺いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 農業政策課長増井栄一君。

〔農業政策課長増井栄一君登壇〕

○農業政策課長（増井栄一君） 1 番桜井議員のご質問にお答えいたします。

結論から申しまして、猟犬用の保護ベストは、イノシシの牙などの攻撃から大事な猟犬を守る上で大きな効果があると思われまますので、補助事業等の充当も含めまして、早急に今年度で配備できるように検討してまいりたいと考えております。

大事な猟犬を守るためベストを備えてほしいという強い声を聞いたということで、そのご指摘に際しまして、そのような声を集められた議員の日頃からの人や地域に密着した丁寧な活動につきまして、改めて敬服いたしますとともに、県猟友会の管轄ではありますけれども、事務局独立しているとはいえ、所管課としましては、会員との連携や情報交換、活動に対する配慮が足りていなかったと深く反省しているところでございます。今年度早

急に考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 1 番桜井和子君。

〔1 番桜井和子君登壇〕

○1 番（桜井和子君） 今年度で配布できるようにしていきたいという、本当にありがたい答弁をいただきました。こちらこそ感謝申し上げます。

以上で質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（関 誠一郎君） 以上で1 番桜井和子君の一般質問を終結いたします。

続いて、通告第5号、3 番猿田正純君の発言を一問一答方式により許可いたします。

3 番猿田正純君。

〔3 番猿田正純君登壇〕

○3 番（猿田正純君） 3 番猿田正純です。

通告に従いまして、一問一答方式にて質問をさせていただきます。

早速、1 番目の質問、決算認定の総括に入ります。

修正箇所の訂正部分を全協で行いましたが、再度4つの質問で総括をさせていただきます。

決算認定に関することだけですので、答弁拒否はなされないように、今回はお願いしたいと思います。

さて、9月の定例会において、昨年9月に決算認定を受けた令和元年度分の城里町決算審査意見書に改ざんがあり、一般会計決算認定外6議案、合計7議案が取り下げられる前代未聞の事態が起きました。私は、それ以降一、二か月の間にすぐに臨時議会を開会し、決算認定をされてくるのかと思っておりましたが、結局12月の定例会まで開催されない事態になり、今定例会でこの問題を追及することにいたしました。

では、1 番目の質問、9月の定例会から12月の定例会まで3か月もなぜかかったのか、課長に答弁をお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

〔総務課長山口成治君登壇〕

○総務課長（山口成治君） 3 番猿田議員のご質問にお答え申し上げます。

決算認定について9月定例会から12月定例会までなぜ3か月間かかったのかというご質問ではありますが、決算認定につきましては、議員ご承知のとおり、地方自治法第233条第3項におきまして、普通地方公共団体の長は、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて次の通常予算を審議する会議までに議会の認定に付さなければならないと規定がされてございます。地方自治法の規定から、翌年度予算を審議するまでに議会の認定を付すということになります。

9月の定例会におきまして令和2年度の各会計の決算認定につきまして議案を上程いた

しましたが、決算審査意見書の内容に一部誤りがあったため、議案の取下げをさせていただいてございます。決算審査意見書の数字、文言等の内容を再度点検いたしまして、今般の定例会に訂正した内容で上程をさせていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） それでは、私が指摘した以外にも何か出てきましたですか。3か月間審査をされたんでしょうから、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

〔総務課長山口成治君登壇〕

○総務課長（山口成治君） 3番猿田議員のご質問にお答え申し上げます。

ほかにもあったのかというご質問でございますが、先般、全協のときにご説明させていただきました正誤表に基づき、訂正箇所の方の確認をしております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） これは3か月間の精査というのは、令和元年度と令和2年度分を精査されたわけですね。2年間分を精査されたんですから、そのぐらいかかっているのかもしれない。

では、2番目の質問、なぜ改ざんが起きたのかということをお伺いをいたしたいと思ひます。担当課長、お願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

〔総務課長山口成治君登壇〕

○総務課長（山口成治君） 続きまして、3番猿田議員のご質問にお答え申し上げます。

なぜ改ざんが起きたのかというご質問でございますが、決算の認定につきましては、執行期間が予算執行の結果を決算書により議会の審査を受け、その執行の適否を評価し、執行機関の事務の公正を確保する趣旨のものであると認識をしております。

今回の審査意見書につきましては、意見書の一部訂正を行ったものであります。訂正に当たりましては、代表監査委員に本來說明し、確認を得るべきところでありましたが、訂正のみを行ってしまい、確認を怠ったことに対しましては、深くおわびを申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 結局は間違いが分かったから適正に戻したとか、そういう心持ちでやったわけですね。

その前に、すみません、ありがとうございました。

やはり訂正された部分、全協のときに口頭で話をいただきましたけれども、全くどこどこが違っていたのかということをお話いただいているのが分からなかったんで、文書にて正誤表を提出していただいてもよろしいでしょうか、今すぐじゃなくて後でも結構ですから。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

〔総務課長山口成治君登壇〕

○総務課長（山口成治君） 正誤については、後ほど書類のほうを出したいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） では、お願いをいたします。

この原因は、3番目の質問、決算審査意見書の位置づけ、こちらのほうとも関連しそうですので、先にそれでは3番目の質問をしていきます。それからいろいろと質問をさせていただきます。

3番目の質問、決算審査意見書の位置づけについてお伺いをいたします。

当町では、決算審査意見書は法的にどのような位置づけと考え、どのような取扱いをされるのか、その辺をお伺いをしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

〔総務課長山口成治君登壇〕

○総務課長（山口成治君） 引き続き3番猿田議員のご質問にお答え申し上げます。

決算審査意見書の位置づけについてのご質問でございますが、地方公共団体において作成される決算につきましては、地方自治法第233条第1項の規定により、会計管理者は、毎会計年度、政令で定めることにより、決算を調製し、出納閉鎖後3か月以内に町長に報告しなければならないと規定されてございます。

決算につきましては、同条2項によりまして、監査委員の審査に付することとされており、決算審査意見書につきましては、同条3項により、監査委員の監査に付した決算を意見を付して次の通常予算を審議する会議までに議会の認定に付さなければならないとされてございます。この手続を経ることによりまして、その会計年度の歳入歳出予算に対する実際の収支状況の適正が明らかにされます。決算の認定につきましては、決算の確認行為を意味するものと考えてございます。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） それでは、今の233条は分かるんですけども、今のお話の中の決算審査意見書、こちらの位置づけはどういうふうに捉われていますか、お伺いします。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

〔総務課長山口成治君登壇〕

○総務課長（山口成治君） 決算審査意見書の位置づけというご指摘でございますが、こちらにつきましては、議会のほうに付議する決算書に付して提出するということでありますので、こちらについては、自治法の規定を読み解く範囲なのかなと考えております。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） それでは、やっぱり法的な根拠はあるということで考えていいわけですね。

じゃ、取りあえず地方自治法の第5節決算、先ほど課長が言われましたが、第233条第1項からちょっと整理をしていきたいと思います。

第1項会計管理者は、当町は会計課長ですね、ですから会計管理者が、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、調製とは帳簿や台帳を作成すること、ですから政令で定めるところにより決算を調製し、出納の閉鎖後、ですから5月末から3か月以内に証書類その他政令で定める書類、この政令というのは一番簡単などころだと広辞苑で見ますと、政治上の命令または法令、そして内閣が制定する命令というふうなことで載っていますが、それを付せて公共団体の長に提出をしなければならないとあります。すなわち、決算とは、一会計年度の歳入歳出予算の執行の結果の実績を表示するため調製される計算表ということですね。

そして、第2項普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。先日の全協で小坪監査委員が質問しました。修正だから監査委員の承諾なしに勝手に修正をして報告をしたこと、これは許される行為なのか。でも、これは先ほど課長もお話しになったので、これは許される行為ではないということの認識でよろしいんですね。

それでは、地方自治法の第233条の第3項普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて、この監査委員の意見、ここでは決算審査意見書のことですので、次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならないとあります。

そして、4項前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとするとなります。この合議によるものとするというのが、この解釈が先ほどのもう答えが出ているよう、監査委員さんとの答えが出ているように思います。

今回間違いが見つかったので、執行部で訂正し、議会に報告しました。これでは、監査委員が怒るのも仕方がないのではないかと思います。

今後、この手続はどうされる予定でしょうか、お伺いします。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

〔総務課長山口成治君登壇〕

○総務課長（山口成治君） 引き続き3番猿田議員のご質疑にお答えいたします。

これ改善策ということによろしいですか。

○3番（猿田正純君） 改善策じゃなくて、改善策も入りますが、監査委員さんとの合議は、これからはされる予定ですか。

○総務課長（山口成治君） これからですか。

○3番（猿田正純君） ええ。最後の認定を受ける前に一度監査委員さんとお話をすること、する予定はないんですか。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

〔総務課長山口成治君登壇〕

○総務課長（山口成治君） 3番猿田議員のご質疑にお答え申し上げます。

今後、監査委員との合議をする予定があるのかということですが、こちらにつきましては、先般、代表監査委員のほうに内容等の確認をしていただいておりますので、内容についてはそういう確認を得られたということで判断してございます。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 分かりました。

代表監査委員だけですよね。もう1名の監査委員の方も同席されている。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

〔総務課長山口成治君登壇〕

○総務課長（山口成治君） 代表監査委員ということになります。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） その理由は印鑑がなかったからということですか。小坪監査委員の印鑑がなかった、だから代表監査委員だけにしたということですか。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

〔総務課長山口成治君登壇〕

○総務課長（山口成治君） 意見書の提出が代表監査委員のみとなっておりましたので、そういう判断になっております。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 監査委員の方と合議をしてくださったということですので、今回の執行部さんのやり方ですか、これは決算認定をされた公文書、これをこっそり修正して、いや改ざんしているんだから、このままでは一度監査委員が押印をいただいたら、修正時は印をもらってあるから、監査委員の合意はいらんとかいうようなことにもなりかねません。ですから、本当に監査委員の方ときちっとお話をさせていただいて、重ねてそのところをよろしく願いいたします。

そして、第5項普通地方公共団体の長は、第3項の規定により、決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を付せて、併せて提出をしなければならないとあります。

この辺のところも、先ほど課長が言われたのは、決算審査意見書の重みというか、法的にどうなのかということも、よくはちょっとまだ把握できていないんですけども、これはあくまで決算審査を認定を受けるときに一緒に提出をされて、議会で認定が必要だということに感じておられますか、課長、もし。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

〔総務課長山口成治君登壇〕

○総務課長（山口成治君） 猿田議員のご質疑にお答え申し上げます。

自治法上の規定から、今ご指摘をいただいておりますが、町のほうの決算意見書、これにつきましては、例年、様式につきましては特段変わった表記にはなってございませんので、今後もこのような形での議会へのご報告ということで考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） そういうことなのですが、決算審査意見書が決算認定をされるときに、凡例の中で先に言うておきます、参考資料として扱われているところもあります。ですから、その認識が、認定をきちっと受けなければならない公文書なのか、それとも決算審査意見書というのは、参考資料程度のものだというような考えなのか、そのどちらかちょっとお伺いをしたいんですけども。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

〔総務課長山口成治君登壇〕

○総務課長（山口成治君） 引き続き3番猿田議員のご質疑にお答え申し上げます。

決算審査意見書の位置づけということで、再度のご質問になるかと思うんですが、こちらにつきましては、今般の決算認定につきましても、決算本体のほうの議決をいただくということで、議案のほう上程させていただいております。それに付しての意見書ということでございますので、決算審査意見書につきましては、審査委員の意見書につきましては、議決対象にはなっていないと判断してございます。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） やっぱりそのところの、今までの改ざんというか、修正してどうせ間違ったら分かんないんだと、間違ったら直しちゃっても分かんないんだよということでやっておられた感覚がそこにあるのかなという気がするんですけども、そういう気持ちというか、決算の意見書、こちらのほうが、そういうどこまで本当に参考資料だけだ

というふうな感覚ではないですよ、ここが一番の問題のところなんで。凡例でも出ているようなものですから、それを多分知っていて、そういう考えになっているのかもしれないんですが、ちょっとその辺を再度お伺いしてみたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

〔総務課長山口成治君登壇〕

○総務課長（山口成治君） 引き続きまして3番猿田議員のご質疑にお答え申し上げます。

意見書の位置づけにつきましてであります。議会に提出する前に決算意見書の作成に当たりましては、代表監査委員そして監査委員の決算確認のほうをいただいております。

本年も8月に実施をいたしまして、各課の聞き取りなどを交えながら、その正確性についての審査をいただいたわけでございます。

よって、この意見書につきましては、本来間違いがあるべきではありませんけれども、今般、修正箇所が発生しまして、猿田議員よりご指摘いただきまして、訂正するというような事態になってしまいましたので、今後はこのようなことのないように、二重チェック、トリプルチェックを重ねて、書類の正確性を上げていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 今の意見書の認識のところ、やっぱりほかの、先ほど藤咲さんもいろんな件でほかの市町村聞きに行ったりしておりますけれども、私も今回この件について近隣市町村それから県のほうと全部聞いてまいりました。

ただ、確かに同じような考えが、水戸市さんのほうでは全て財務課さんが作って、そのときに一緒に何度も監査委員の方も同席して、審査意見書を作っているということは、課長にも多分報告はしましたよね。

ですから、この扱い方、細かく言ってもあまりしようがないんでどうかと思うんですけども、例えばほかのところに本当に聞きに行っても、改ざんなどあり得ないことですよ、という言葉が一番先に返ってくるんですよ。だから、なぜ改ざんをするような気持ちがやっぱりあったのかというと、審査意見書に対する意識の問題ではないのかなというふうに、私は思っているんですけども、ただ、町のほうでは決算書は全て合っているんですよ。これは確認というか、聞きましたので、合っているということでの仮定で話は進めていきたいと思ひます。

県のほうが23階に監査委員事務局というところがありまして、そこに事務局の方々、それからあとは監査官の方10名ぐらい在籍しております、その方たちはとにかく決算審査意見書、それもあくまで長が提出をして、議会のほうで認定を受けるときに、認定を必要とするかしないかというのは、決算審査意見書も必ず公文書なので、県のほうはそういう参考資料とかいうような扱いは一切しておりませんというような考え方です。そういう参

考資料扱いとかの認識をしても、文章などを修正するなんていうことはもってのほかだと、絶対にあり得ない、あくまで公文書ですからというようなことをはっきり言っておられました。

取りあえず4番目の質問いきます。

先ほどの課長の改善策等ですか、二度と起きない改善策をお伺いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

〔総務課長山口成治君登壇〕

○総務課長（山口成治君） 引き続き3番猿田議員のご質疑にお答え申し上げます。

意見書につきましては、公文書という認識は私も当然持っております。

そしてまた、今回文字の訂正、内容の訂正につきましては、改ざんではなく訂正ということで認識をいただければと思います。

4番の改善策等についてというご質疑でございますが、改善策等についての対策としまして、決算認定につきましては、例月実施されております出納検査の総決算と考えてございます。今回の決算認定につきましては、意見書の一部に誤りが生じたため、訂正が生じるということになり、誠に申し訳なく思っております。

議員ご指摘のとおり、将来にわたっての改善といたしまして、書類の確認方法の改善に取り組んでまいりたいと考えてございます。決算認定に付す書類の確認を各課局へ依頼し、書類の精査を行っておりますが、今後、確認の結果を明確にするため、課局員の稟議を経て、全員で書類の確認を行い、少しでもミスをなくす取組を行って、正確性の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） ありがとうございます。いろいろな改善策を出していただきました。心強いですね。あとは、出してくださった改善策をきちっと守って、二度とこのようなことが起こらないようにしていただきたいと思っております。

私が議員になって、私のような新米議員が町の財政を勉強するのに、決算審査意見書、これが本当に最適だと思ひまして、決算審査意見書を食い入るようにチェックしながら4年間勉強させていただきました。そして、今までは間違いの箇所を見つけては、議会認定前にその都度総務課さんに報告をして、指摘をして、その都度差し替えをしていました。

ですが、今の担当者の課長補佐になってからは、私と二人で競うようにチェックし合ったりしてましたので、現在は本当に差し替えがほとんどなくなっています。ですから、これは本当に私たちもずっと続けていきたいなと思っております。今回の件は、多分先ほどの認識の違いかなと思っておりますので、もう今後は多分大丈夫だと思っております。

最後に、町長に要望と質問をさせていただきます。

まず、要望なんですが、現在、議会はタブレット議会になりましたが、タブレットやパ

ソコンですと簡単に数字は直せます。その時点で、過去の数字は消え去ります。今回のペナルティーも含めて、当面の間、決算審査意見書は文書での報告を要望いたします。私たちが見られるタブレットの欠点は、今の画面しか見られないことです。過去のデータや数字が見えなければ、今の画面が全て正しいのだということになってしまいます。

それと、元年度の意見書は文書では私たちもありましたが、令和2年度はタブレットの画面だけ、本当にチェックしづらかったです。決算書と一緒に決算審査意見書も文書を提出していただきたいと要望をいたします。

それと、最後に町長にお伺いしたいんですが、何度も言っていますが、地方自治法の第233条第1項会計管理者が関係書類を長に提出し、第2項は長がその書類を監査委員の審査に付す、第3項では長が監査委員の意見を付して議会の認定を付す、そして第5項は長が議会に認定を付すには、提出するために必要な全ての書類を付せて提出をしなければならないと決まっています。この条文は4項を省いて全てが長がと明言されています。これは、決算の全てを長の責任において執り行うということですよ。

日本中で初めてかもしれない、多分初めての出来事と思われる改ざんとは言わないで、修正問題といいますか、今回のこの問題の総責任者として、町長は、今どのようにお考えなのかをお伺いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

まず、紙での配付ということでございますが、ペーパーレス化ということで、数百万をかけて今回タブレットを導入したわけですが、やはり紙が欲しいということで、今ご意見いただきましたので、今回の意見書については、紙の配付もちょっと考えていきたいというふうに思います。

また、決算の責任者としての感想ということですので、このようなことが二度と起こらないように、ダブルチェック、トリプルチェック体制の整備をしっかりとしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） ありがとうございます。総責任者としての前向きな考えを示してくださいました。

認識の違いで起こった今回の問題だと思いますので、一つの案件は、公文書は一つしかないはずですか。公文書も町民の財産ではないですか。その公文書を勝手に修正をしない限り、内容が異なるわけではないはずですから、もし修正が必要であれば、必ず議会に報告をしていただき、いただきたいではなくて報告すべき案件ですから、切にお願いをいたしま

して、次の質問に移ります。

2つ目の質問です。

町民による町内の除草作業についてお伺いをいたします。

これは、5番までばたばたと質問しちゃっていいですか。まとめて答えていただいて、時間がなくなってきちゃったんで。

まず、1番目、全町民への周知の方法についてお伺いいたします。

町内全域で町民参加で除草作業をしていただいております。皆様方には大変頭が下がる思いであります。

さて、この草刈りの作業の周知はどのように行っているのか、お伺いをいたします。

区長会議では、春のクリーン作戦の説明をしているようです。しかし、これはビニール袋で空き缶拾いの説明です。除草作業とは言っておりません。また、各区の除草作業の日程も違います。自分の住んでいる地区が当たり前だと思っておりますが、話を聞くとどうも地区によって違いがありそうです。

そこで、お伺いいたします。全町民が実施している除草作業、これは町ではどこでどうお願いをしているのでしょうか。

それから、2番目、町民の参加状況についてですが、この除草作業ですが、機械を出す人、出さない人ばらばらです。そもそも除草作業に参加するしないはどうやって切り分けられているのかということと、そして参加をしないと何かデメリットがあるのか、その2点をお伺いします。

3番目、作業時の事故の実態について。

過去にこれらの作業で事故などなかったのか、また、起きたときどのような対処をしたのかをお伺いいたします。

4番目、作業料金の支払いの状況について。

5月中旬に、すみません、何か1番の答えを言っちゃうみたいな感じなんですけれども、各自治長宛てに町道草刈りの作業について、文書と一緒に町道草刈り作業報告書と請求書、参加名簿が送付されます。そして、これらの作業に従事するとお金が支払われますが、この金額の算出方法は、どのように算定しているのでしょうか。

草刈り機持込みの方は燃料代もかかります。草刈り機の刃も石をはじいて駄目にすることもあります。皆さんは文句も言わずに頑張ってくださいっております。このような除草作業に従事した代償のお金、これは参加費ですか、それとも作業料金ですか。また、こういった費用はどのように支払われているのか、ここでは費用の算出方法と費用の名目、それからどのように払われているのか。

それと、5番目、今後の方向性。

草刈り機も持っていないご家庭が増えています。農地も持っていないご家庭も増えていることも事実です。自治会に入れ入れと言いますが、自治会に入ると回覧板も回さなくて

はならない、募金だ寄附だとお金も取られる、そして草刈り作業には駆り出される等、面倒なことが増えます。このようないろいろな状況がある中、町では今後どのように考えているのかを、都市建設課長の答弁をお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 都市建設課長大津好男君。

〔都市建設課長大津好男君登壇〕

○都市建設課長（大津好男君） 3番猿田議員からのご質問にお答えしたいと思います。

町民による除草作業についての中でございますが、全町民への周知方法からでございます。

除草作業の依頼については、常北、桂地区の道路分として区長及び作業グループの方々に文書により通知を行い、自治会等に回覧をお願いしております。また、七会地区における河川、道路についても、区長及び例年実施している自治会等に文書で通知し、回覧をお願いしております。

作業の実施日についてなんですが、おおむね7月の最終日曜日や8月の第一日曜日を目安としておりますが、天候また各区や自治体の状況によって日時を変更し、作業を実施していただいております。

町民の参加状況についてでございますが、除草作業に参加するかしないかについては、各区また自治会の中での判断となっているところでございます。

その中で、参加しなかった、実施しなかった場合のメリット、デメリットということでございますけれども、こちらについては、報酬額が参加人数の減少によって減少するものと思っております。

参考までに、直近3年間の参加人数でございますが、令和元年度道路分3,351人、河川分157人、令和2年度道路分3,345人、河川325人、令和3年度道路分3,047人、河川分180人の参加でありました。

3つ目、作業時の事故の実態ということについてでございますが、今年度、令和3年度において、除草作業中にスズメバチに刺されまして、アナフィラキシー状態になった方が救急車にて搬送され、治療を受けております。こちらについては、傷害保険にて対応しております。

その他除草作業中において刈払い機で跳ねた石が走行中の車両に当たりまして、物損事故が発生しております。これについては、さきの定例議会において議案第37号でお諮りいただいたとおり、町の総合賠償保険のほうで対応しております。

万が一のけが及び事故防止のため、町としては、実施に当たって危険な作業は行わないことや安全に配慮した行動を取っていただくよう注意喚起を図ってまいりたいと思っております。

4つ目、作業料金の支払い状況ということについてでございますが、こちらについては、各区のほうから出される参加者名簿の人数に1人当たりの報酬を掛けて算出しております。

また、各区及び自治会からの請求があった口座のほうへお支払いしております。支払い

の科目としては、7節の報償費の謝礼として支出しております。

参考までに実績といたしまして、元年分として道路分248万8,300円、河川分10万7,900円、令和2年度道路分が250万1,900円、河川分37万8,300円、今年度、令和3年度については道路分221万8,200円、河川分16万3,800円となっております。

最後のこの事業についての今後の方向性についてでございますが、先ほど参加状況で説明いたしましたとおり、参加人数のほうは年々減少傾向にありますけれども、それでも毎年3,000人以上の町民の方々に道路または河川の維持事業のほうへご協力をいただいております。

議員の皆様もご存じのとおり、この活動については、古くから行われてきた地域活動でもございます。町といたしましては、町民の皆様と共に維持管理をしていくことで、城里町の住環境が快適になっていくよう、今後も継続していきたいと考えております。

以上、3番猿田議員への答弁といたします。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） では、一つ一つ聞こうかと思ったんですけれども、本当に時間がなくなってしまいましたので、この除草作業は今まで慣例で行われていて、たくさんの方々にご参加をご協力をいただいております。そして、作業報償は作業内容により違うなど、何か問題点がいろいろ出てきています。

まず、参加人数ですが、ある地区は昨年と比べて今年は大きく激変しています。ここは調べてみてください。なぜか不自然だとやっぱり思いませんか。私たちが本当に名簿を見せていただきたいぐらいです。この差には何かが隠れているのではないかと疑ってしまいます。

さらに、このお金、区の口座ではなく、個人の口座に振り込んでいるようなものがあるようにも伺っております。次年度以降も実施をするのであれば、きちんとした分かりやすい形で事業を行い、その確認方法についてもよく考えることが必要ではないか。また、報償単価については、安過ぎるのではないかと思います。合併後15年も過ぎているのですから、町内全体が平等に、そして公正な位置づけになるよう、しっかり調査をされて、改善策を図ることを強くお願いをいたしまして、3番目の質問に移ります。

3番目の質問の条例や要綱・要領についてをお伺いします。

1つ目のその他、町長の認めるものについてお伺いをいたします。

条例や要綱・要領、その他町長が認めるものがあります。現在この町長が認める特別なものとして運用しているもの、これを総務課長のほうからお伺いしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

〔総務課長山口成治君登壇〕

○総務課長（山口成治君） 3番猿田議員のご質問にお答え申し上げます。

その他町長の認めるものについて、現在、この特例で運用しているものはあるかというご質問でございますが、こちらの案件につきましては、複数の課にまたがりますので、今般、総務課のほうで取りまとめをいたしました。その集計結果のほうをご報告申し上げます。

現在、3課1局におきまして、使用許可、使用料に対しまして運用している状況でございます。課別に申し上げますと、まちづくり戦略課が5件、総務課が1件、福祉こども課が1件、教育委員会事務局が1件、合計9件となっております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 9件あるということですね。

私は、町長が認めるものとは、災害時等本当に緊急事態に使う本当に最後の呪文のようなものだと思っていました。有料施設であるが、災害で緊急で開放しなければいけない、今回のコロナのように疫病により無料で使わなければならない等です。

ところが、町長はこの最後の呪文をいとも簡単に使っています。条例でお金を取りなさいと言っておきながら、町長が認めるものは無料でいい、緊急時、災害時なら誰もが納得をします。しかし、緊急性がないのに町長が認めた。では、この基準は何なのでしょう。

例えば、先ほど話が出ましたアツマーレの1時間1,500円を取りましょうというお金は、町長が認めているんですよ。しかし、いまだに何か無料で使わせていますよね。

それから、先ほど小坪さんが言いましたからこれはいいかと思うんですが、ここはじゃ抜きます、時間がないんで。

決まりがあるのに自分の特別の権限で認めてしまう、自分を支援する人は許可してしまう、ちょっと折り合いの悪い人は許可しない、こういった運用は行政の私物化です。

ここで、町長にお伺いいたします。

今後も町長の認めるもの、これは使い続けますか、それとも素直に条文に合致した案件だけ許可をするように運用を改めますか、町長にお伺いします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、猿田議員のご質問に回答させていただきます。

町長が認めるものということで、減免が行われているということですが、純粋に例えば営利企業の活動に対して、私の支持者だからといって減免しているような例はないというふうに思います。

例えば、アツマーレについて確かに無料で開放されておりますが、それは町の高齢者団体であったり、常北中学校であったり、桂中学校であったり、そういった教育目的あるい

は高齢者福祉増進目的の団体による予約ですので、これを認めているところであります。

また、水戸ホーリーホックにつきましては、1時間1,500円という料金で、年間の利用時間で算出すると200万円程度しか利用料取れないんですが、そこを逆に800万円別の定めによって、通常時間当たりの使用料金の数倍の料金を逆に水戸ホーリーホックから払っていただいているところがございます。むしろ規定よりもたくさん払っていただいているわけでありませう。

そういったことですので、その他ほかの施設におきましても、何ら公益的理由のない団体に対して減免をししたりしていることはございませんので、今後も適切な運用をしてまいりたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） もう1分しかなくなりましたので、じゃ、2番目にちょっと入ります。

要綱・要領、これは守らなくてもよいのかというところなんですけれども、第3回の定例会、町の要綱で過誤納付に対して10年返金すべきだと書かれているのですが、町長はあれは要綱であり、議会の議決も必要ない、守る必要はないと答弁されました。議事録にも残っています。しかし、何度も何度もそう言っています。

藤咲議員が以前から町長の規定、規約をないがしろにする態度を見て、全て条例化すべきだと発言をしています。これも議事録に残っています。私は、無茶なことを言うなど心の中では思っていました。しかし、前回のその町長の発言を聞いて、それは恐ろしいものを感じました。

規定、規約、要綱類、議会の議決が必要ではないから守らなくていいんだ、そういえばアツマーレの今お話があった使用料1,500円というのは条例で決まっているから、800万円もらえるからいいんだというわけにはならないですよ。とにかく今無料で、とにかく町長が認めたものは無料になっている。条例さえも守らない人なのかなと思っているんですが、そこで、伺うといってももう時間がないので、取りあえず1点だけ、じゃ伺います。

要綱・要領、町長、これは守らなくてもいいと思いますか、それともあくまでルールですから必ず守るべきものだと、私は思うのですが、最後に町長の意見をお伺いします。

○議長（関 誠一郎君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 要綱・要領を守って、私も行政活動を行っております。

○3番（猿田正純君） 一言いいですか。

それでは、前回の定例会でなぜああいう発言をされたんですか。要綱・要領は、条例の次に規則があって、その下の決め事ということになりますけれども、これもやっぱり決まっているものは守っていかないといけないんじゃないかと思いますよ。10年間支払うべき

だということがあるのに、町長の権限で5年間だけ返す、そういう答弁も前回もされていますからね。

4番目の質問は時間がありませんので、これで終わりにします。ありがとうございました。

○議長（関 誠一郎君） 以上で3番猿田正純君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩し、3時より8番河原井大介君の一般質問から入りたいと思います。

午後 2時46分休憩

午後 3時00分開議

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、通告第6号、8番河原井大介君の発言を一問一答方式により許可いたします。

8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 議席番号8番河原井大介でございます。もうしばらくのお付き合いよろしくお願い申し上げます。

通告に従いまして、一般質問のほうをさせていただきます。

まず、来年度の予算編成方針についてお伺いをさせていただきます。

先日、財務課長のほうから、城里町来年度に向けた令和4年度予算編成方針についてというペーパーを頂戴しました。できれば議員の皆様とも共有したいので、タブレット等々でその予算編成方針を少し表示させていただければというふうに、財務課長にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長雨宮忠芳君。

〔財務課長雨宮忠芳君登壇〕

○財務課長（雨宮忠芳君） それでは、ちょっとお時間いただいてアップしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 資料のほうタブレットのほうにも表示されているかというふうに思います。こういった形で11月から来年の2月下旬ぐらいに向けて、予算を役所内では編成をしていくわけです、次年度のですね。

そういった中で、この予算編成方針、様々書いてあります。この後ページをめくっていただければたくさんあるんですけども、かいつまんで来年度の予算の編成方針を財務課の課長のほうからお伝えをいただければと思います。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長雨宮忠芳君。

〔財務課長雨宮忠芳君登壇〕

○財務課長（雨宮忠芳君） 8番河原井議員のご質問にお答えいたします。

来年度の予算方針についてということでございますが、現在、タブレットにアップしてあるとおりで、令和4年度町の予算方針については、感染対策とともにコロナ禍以前より重点施策であった人口減少、少子・高齢化対策や激甚化、頻発化する災害対策などについても、国の経済財政運営の動向を注視し、情報収集に努め、適切に対応していく必要があると考えます。

以上の点を踏まえ、10の項目を基本的な方針といたしました。

1つ、総合計画の実現、2、人口減少の克服と地方創生の推進、3、災害に強いまちづくり、4、事務事業の見直しの着実な推進、5、長時間労働の是正、6、特別会計、企業会計における独立採算制の原則確保、7、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進、8、新型コロナウイルス感染症対策事業の精査、9、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えたまちづくりの推進、10、ゼロカーボンシティ実現に向けた取組、以上、10項目を基本として考えております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 10項目にわたる予算の編成方針についてのご説明をいただきました。ありがとうございます。

そういった中で、毎度質問させていただきますけれども、2つ目の質問に入っていきますけれども、町の財政状況ということになります。

予算編成方針のページをめくっていただくと、2ページには、町の財政状況と今後の見通し等々お話あります。

来年度、令和4年度の予算の編成方針の中においては、コロナでとても大変な町であります。中身を見ると、財政状況、つまりあれもこれもじゃなくて、これかあれか集中と選択を持ちながら、そして老朽化した建物等々の維持管理を集約も、そして今後の人口減少の推移を勘案しつつ、より一層町全体的な、役所全体でもありますが、視点、綿密な計画を持って取り組んでいくよと。お金だってそれほど、限りがありますよと、財政的にも限りがありますよ。ただ、10項目、先ほど財務課長がお話しになった10項目について頑張っていてやっていきますよと。

また、あした以降も、ちょうど今後ろのページを見ると、11月の下旬から12月末までの間に、財務課予算の要求内容ヒアリングという形で、ちょうどどんぴしゃのタイミングの質問だというふうに思っています。

基本的にこの財政の状況についてこういうふうにあるんですけども、町財務課として来年度の予算、まずは単年度の中で結構なんですけど、まず来年度予算に対してどのようになっているか。今年の予算を組むときに7億円の財政調整基金から基金の取崩し、貯金を

使ったということでもあります。そういったことも踏まえて、来年度どういうふうな総額、大体規模というか、思いというか、それがもう大体ヒアリングの中であると思いますから、町長、後ろはいいです、財務課長、お願いします。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長雨宮忠芳君。

〔財務課長雨宮忠芳君登壇〕

○財務課長（雨宮忠芳君） 来年度単年度のということなのですが、今現在まだヒアリング始まったばかりで、各課からの上がりがまだ決まっていないので、今のところ幾らぐらいというのは、まだ想定していません。コロナ分を抜いたぐらいのということで考えております。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 来年度の予算規模も、それから一般会計からどのぐらいイメージとしては特別会計に入れるか等々、以前からお話はさせていただいているわけなんですけれども、そういった数字は、今のところ全くお話しできないということによろしいですか。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長雨宮忠芳君。

〔財務課長雨宮忠芳君登壇〕

○財務課長（雨宮忠芳君） 一般会計から特別会計への繰り出しとかに関してですが、同等額規模ということで、水道でいいますと予算ベースでいくと1億5,000万ぐらい、昨年度の予算で1億5,800万ぐらい出ています、予算規模で。介護保険等では3億7,600万ぐらいの予算規模になっていますので、同じぐらいだと思っております。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 同等規模だということで、今までの流れ、そして私がこの間質問してきた内容等々、チラシ等々も新聞折り込みで送らせていただきました。私は、今のままの町政運営では、5年で危機的な財政状況になるというふうに訴えております。

それで、逆に9月議会含めたところで、町執行部、理事者側からこの財政状況にどうということなんだと話を聞きながらお互いに議会でやり取りをしていくと、こういうふうな形が見えてきます。

城里町の今の財政状況は、数字的には健全であって、国の指標の中では問題がない。健全である、健康体である、元気いっぱいですよということですね。その中で、城里町の財政というのは、私は5年、中長期的なスパンからいうと、危機的な状況になると言っているのは、いずれにしても平成27年度からの数字を挙げていましたけれども、約20億円ぐらいの貯金が減額をしています。もちろん昨年度は7億円を貯金を使ってしまいましたけれども、また戻しましたよと、貯金に。ですから、基本的には貯金は減りませんで、同等規

模でずっと続いていきますと。それと同時に、国からの手厚いケア、応援も、仕送り等々もある。そして、もっと言えば、事業費に対しても、特定財源だったり、様々なお金があるので、十分これで城里町はこれからも未来永劫、健康的に、健全で、楽しく、元気に、明るいまちづくりができますよということを、ずっと町長コラムも含めて、城里町役所、役場、財務課、町長はじめ、町の貯金を特別会計も入れた総額で見れば、十分な貯金額がある、そのことから健全な町財政運営ができるので、大丈夫ですよということを言い続けて、この1年間います。

ここからです。果たしてそうなんでしょうかと、果たしてですね。この後の質問にも移ってまいるのですけれども、とにかく人口が減っている。そして、雇用の場所はない。税収は上がらない。以前からお話ししていますが、町税としては20億円なんです。そして、地方交付税としては約40億円、特別的な特定財源は多少8億円から10億円の間に、そのとき頂けるかもしれないけれども、実際には60億円。そして、標準財政規模と言われる国が示すルールは、62億円から65億円を推移している、この約10年の間。

ある古い役場職員さんにお話を聞くと、約17年前の合併した城里町ができたときに、どうしてもお金が足りなかったと。そのときに役場職員さんの給料を削っていたという話も聞いています。

まさにこういう状況下の中で、もう一度、財務課長、お聞きをするんですが、以前、先日ちょっと話をしましたけれども、ヒアリングというかね、もう少し具体的な、貯金があるから今は単年度的には今年、昨日や今日は大丈夫かもしれませんが、私が言っているのは、5年先のスパンで見たときに、何の危機も何の問題も全然問題ないということをお願いできるのでしょか。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長雨宮忠芳君。

〔財務課長雨宮忠芳君登壇〕

○財務課長（雨宮忠芳君） 8番河原井議員のご質問にお答えいたします。

町の財政状況ということでございますが、令和2年度一般会計決算において、町の財政状況を示す実質公債比率及び将来負担比率など、財政健全化指標は、議員がおっしゃるとおり、国が定める早期改善基準を下回っており、健全性を維持しております。

歳入においては、新ごみ処理施設事業や衛生センター延命化工事等の大規模事業を行ったことや新型コロナウイルス感染症対策の経費が生じたこと等が主な要因で、合併以降で最も大きな決算額となりました。地方交付税や国・県支出金等の依存財源の比率は高い状況にあります。

また、歳出においては、今後も長期化するコロナ禍の影響により先行きが不透明な状況にあり、町財政状況に与える影響が見通せない中、人件費をはじめ扶助費、各種施設に係る維持管理費など、経常経費の予算総額に占める割合は依然として高く、今後も増加が見込まれているため、厳しい財政状況を職員一人一人が認識し、事務事業の見直しを行うと

ともに、積極的な業務改善に取り組み、将来世代への負担に十分配慮した上で、真に必要な事業であるかを慎重に判断するなど、適時適切に対応していく必要があると考えています。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 先ほど、今答弁にありましたよね、なかなか先が見通せないんだと、不安であるということでもあります。これは明確に予算の編成方針にも載っていますね。

いずれにしても、町の借金公債費、お金を返していく10億円がこれからどんどん、今箱物たくさん造ってきましたから、その借金をお返ししなきゃいけないわけですね、お金は返さなきゃいけない。そうすると、それが10億円か15億円になっていくんじゃないか、推移するんじゃないか等々、また水道事業もそうですね、更新の設備、以前議会で質問したところ、30億円近いお金はどうしてもこの町の水道管整備を更新するには、そのぐらいの30億円近いお金がかかるんですよ。それから石塚の浄水場やそういったものは、40億円近いお金がかかってきますよというお話。それから、まだまだ少子・高齢化もありますし、どんどん医療費や介護費が上がるということも議会の中で答弁を頂戴しました。

そういった中で、財務課としては、単年度的なものとしては今までよく分かりましたけれども、シミュレーションというか、どのような財政状況なんだろう、そういうものを分かりやすく、そしてどのぐらいの借金をし、どのぐらいの税収が上がり、どういうふうにやっていくんだというシミュレーションというのは、やっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長雨宮忠芳君。

〔財務課長雨宮忠芳君登壇〕

○財務課長（雨宮忠芳君） 引き続き8番河原井議員のご質問にお答えいたします。

将来の維持管理費等の施設の経費でございますが、各施設の維持管理に関しましては、平成28年度に城里町公共施設等総合管理計画を策定しまして、施設の長寿命化、投資的経費に関する財政負担の平準化を図っております。

また、施設の集約や統合、再編成を行い、大規模改修や更新費に関するトータルコストの縮減を図ってまいりたいと思います。それで、5年たちますので、今年度見直しを計画して、現在、ヒアリング中でございます。仕上がりましたら、議会のほうへ報告させていただきたいと思っております。

具体的にといいますと、これは施設の維持管理等、施設の長寿命化で財政負担の平準化を図るために、今かかる経費を算定するものでございます。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） いずれにしても、そういった長寿命化だったり、そういったお金がどのぐらいかかるかという計算を財務課でも真剣に取り組んでいくと、今年度から取り組んでいくというお話でしたね。とてもいいお話だと思います。

それで、今までのお話、こういうことなんですね。今、城里町というのは、コロナの対策費用として国から例えば特別の臨時の特別交付金みたいなものがもらえるわけです。これ例えば地震とか、台風とか、コロナ感染症とかで、そういうお金を使って例えば5,000円券の商品券を配りましょうとか、困った人にいろんなお金使いましょうという話なんですよ。

そういった国の情勢や国のやり方、仕組み等々において、町の財政規模は貯金を崩しながらも、取りあえず今の雰囲気の中でやっていこうと。以前からお話をしているんですが、実際には明許繰越、道路工事費なんかは約10億円あって、102億円の予算規模を組んでいても112億円、120億円規模の一般会計の予算規模を組んでいるので、やや過剰な予算の編成をしているので、当然財務課でもご存じですが、将来、合併特例債等々終わった後も含めてなんですが、そのあたりぐらいで80億円ぐらいの予算にしますよという話も以前ありました。

ここで確認なんですが、以前からお話をずっといただいていたのは、健全である、町の財政はお金がいっぱいあって健全であるというのは、あくまでも今ある貯金を切り崩しながら維持して、管理していくことが、今はできるということなんですね。ただ、毎年毎年平成27年、六年から正確には剰余金も食い潰していますから、2億円ずつ減っているんです。つまり、先ほど言いましたように、貯金総額見たらばと言うんですが、貯金総額で見ても減っているんですね。つまり、借金が増えて、貯金が減っているという状況なんです。

その中でももちろん、町長前言っていたんですけれども、国の動向を見ながら、有利な借金とか、特定財源等々を入れながら、うまい形で今の状況を努めることも、とても財政状況にはよい、要は国の動向を見据えながら国と一緒に連動しながら、この自治体の財政を守っていくこともとても大事なことであるというふうにおっしゃっていました。私は、それは正しいと思っているんです。もちろん国から今地方交付税という名の仕送りを頂戴しながら、40億円以上のお金をもらいながら運営しているという実態でありますから、当然それを連動しながら、財政状況を見据えながら一緒に歩いていくというのは、とてもいい方向だと思うんです。

ただ、先ほどありましたけれども、未来は不透明であると明確に言っているわけですね、将来は。見据えたときに予測ができないです。ですから、以前からお話ししているように、企業誘致はしないんですか、地場産業育成はなぜ行動に移さないんですか、さらには、働く人のための健康体を維持するための医療機関、石塚の中心の市街地に病院を誘致すると

言っていた、議会でもお話をされていましたが、病院誘致、つまり検討会、そういった建設検討委員会や基金条例を提案するという話は、基金条例もまだ何もできていない。つまり、企業誘致、地場産業育成、さらには医療体制、つまり将来の少子・高齢化の雇用に対して担保する、未来の税収を担保するため、そしてそこに働く人たちが健全で安全に働けるような医療体制の仕組みはなぜできないのかということ、次の質問で確認をしていきます。

これを前提に置きながら、質問を3点目に移ってまいりますけれども、これまちづくり戦略課が出している今回の今定例会の報告の中にビジョンがあります。城里町まち・ひと・しごと創生、第2期城里町創生総合戦略、それから城里町人口ビジョン改訂版ということで新しい形ができています。

今、先ほど言ったのは、少子・高齢化の荒波をどう生き抜くのかという前提の税収を固定しながら、今ある税収が将来枯渇する、つまり今ある財源やお金が税収が枯渇するという前提に立たなければ、危機感がなければいけない。危機を持たなければいけないということで、財務課は、今危機感を持って次に取り組むということなんですが、これ、まち・ひと・しごとに対しては、城里町の総合計画が一番上にございまして、ピンポイントで人と仕事にクローズアップした形でこのペーパーが出来上がっています。このものについて所管のまちづくり戦略課長から、ちょっとお話をお伺いしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

[まちづくり戦略課長小林克成君登壇]

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 8番河原井議員のご質問にお答えさせていただきます。

ちょっと質問の趣旨から離れるかもしれませんが、ご説明をさせていただきます。

ただいま、まち・ひと・しごとのお話がありました。報告事項にもありますように、第2次総合計画後期計画では、基本構想にありますまちづくりを進めていくための基本理念やまちの将来像「人と自然が響き合いともに輝く住みよいまち」の実現に向け、前期基本計画の取組の推進状況や進捗状況や社会情勢の変化を踏まえた見直しを行いまして、令和3年から5か年計画を作成したところでございます。

後期基本計画では、今後のまちづくりにとって重要かつ多分野に広がるテーマ、重点プロジェクトとして位置づけ、分野横断的な取組として新たにまとめたものでございます。

また、我が国における急速な少子・高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい地域を、環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的に施行されましたまち・ひと・しごと創生法に基づきまして、平成28年3月に城里町創生総合戦略及び城里町人口ビジョンを作成したところでございます。

今回、城里町創生総合戦略の5か年の計画期間が満了したことを受けまして、計画期間の計画の効果検証を踏まえ、第2期城里町創生総合戦略を策定いたしました。それが、今議員が申しております、今回報告事項で上げさせていただきました報告第49号、それと報告第50号になりますが、人口ビジョンというようなことになってまいります。

それら第1期と計画と4つの基本目標を踏襲し、さらに上位計画である第2次城里町総合計画と連動した施策の展開を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

引き続き8番河原井議員のご質問にお答えさせていただきます。

後ほど報告事項第49号の第2期城里町創生総合戦略等々をめぐっていただきますと、今回やはり数値目標を掲げまして、それに伴いまして事業のほうも、頭のほうに主な事業という項目がございます。その中で、頭のほうに新という文字があるんですが、それが四角囲みになった文字が、各施策ごとに掲載されてございます。それらが今後5年間で実施していくというふうなことで考えてございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） ご丁寧にご答弁いただきまして、ありがとうございます。

今回、私が質問しているのは、来年度予算編成の方針、そして財政的にはいかがですか、そして今回3点目にお話ししているのが、城里町のビジョンという将来性や展望というものをお聞きをしています。

財務課長、ちょっとお聞きしますけれども、今まち戦課長が新規事業というこのページ、まち・ひと・しごと城里町総合戦略のページの中で、新規とありますけれども、いろんな施策があって、これをやると町も人も仕事もみんなが幸せになるという計画がここにあるわけです。

来年度この中で、予算は何をつけますか。なければならぬで結構です。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長雨宮忠芳君。

〔財務課長雨宮忠芳君登壇〕

○財務課長（雨宮忠芳君） 河原井議員のご質問にお答えします。

現時点では、今のところ具体的なものはございません。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 予算編成方針の先ほど画面に映っているものを見ていただければ、全庁的に、つまりこの役所、役場全体で議論をするという話になっています。ですから、当然この戦略がもう10月にできていますから、11月のヒアリングからこれを使って新規事業があって、具体的には雇用の促進であったり、人口の少子・高齢化をどう打ち勝つ

かということが書いてあるわけなんです、それについては今後、今月中から考えるということによろしいのでしょうか。

逆に言うと、もう少しちょっと質問するんですが、こればつとつくったわけなんです。数値目標があるんですが、この数値目標を、これ平成26年からかな、約10年かけて、後4年後まで総合計画があつて、その中のピンポイントでの第2次ということで、今後三、四年の数値を指しているペーパーだというふうに聞いておりますけれども、じゃ、この目標値を達成するために、予算総額どのぐらいかかりますか、想定されましたか。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長雨宮忠芳君。

〔財務課長雨宮忠芳君登壇〕

○財務課長（雨宮忠芳君） 8番河原井議員のご質問にお答えします。

今の事業費の総額ということでございますが、町としては横断的に計画は立てていかなきゃ、全庁上げていかなきゃいけない部分だとは思いますが、現時点での総額というのは、私のところではちょっと今把握できておりません。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 何が言いたいのか。だから、集中と選択なわけですよ。あれもこれもじゃなくて、これかあれか。じゃ、どれなんですかと、具体的に。

じゃ、まちづくり戦略課としては、どれをこの事業として財務課と今回来年度の予算に上げますか。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

〔まちづくり戦略課長小林克成君登壇〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 8番河原井議員のご質問に引き続きお答えさせていただきます。

まちづくり戦略課といたしましても、今回見直しを行って、各課が考えていること等をヒアリング等行いまして、新規事業というようなことでお示しをさせていただきました。

今後、それを実現するに当たっては、やはり首長はじめ内部で協議をしていかななくては、その事業等も決められないというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） そうですよ。結局様々なペーパーを作つて、目標値をやつたとしても、行政がやる仕事の中においても、すぐに予算がつけられて、すぐにこの数値目標に達するという事はなかなか難しい。しかも実際にはまちづくり戦略課としては、今まで具体的に観光事業、特にDMO的なものだったり、観光立町と言うんでしょうか、観光事業において、人を、観光客を集めて物産展等々の動きというのは、非常に単発的なイ

イベントについては動きは非常に大きかったというふうに思っています。

しかしながら、企業誘致という一丁目一番地に当初掲げていた町の政策ビジョン、それから地場産業育成、それから病院の誘致、こういったものに対しては、まちづくりの戦略という戦略課においては、実は権限があまりないように感じています。私は、責任と権限をまちづくり戦略課という大きな名前に置くべきだと思うし、当然財務課がこの町の金庫番なんですよ。特別な特有な権能、権限を持っていますと同時に責任を持っています。

ですから、財務課が金庫番で、財務課長が財政状況について将来不安であると思っているならば、なぜいかにしてこれからどのようにして税収を上げるのを考えるのかというのをまち戦の課長と協議し、そして先ほど加藤木議員も言いましたけれども、膝を突き合わせて議会との政策論議があまりにも少なすぎる。報告、連絡、相談もないし、議会が一つに固まり切れていないようなイメージのニュアンスを、度々町長の口からも発せられていますが、そんなことはないです。

実際の話は、この町の財政状況は非常に危険です。危険です。見通せない、5年先。5年まではいいかもしれない。この5年はいいかもしれないけれども、5年先は見通せないんですよ。その状況の中で、金庫番たる財務課長も、そしてまちづくり戦略という、ある意味大層な名前がついている課が、あまりにも権限を有していない。そこを町長があまりにもその権限を奪っている、私はそういうふうに感じて見えています。

最初にやったのは、地域戦略室だったんですね、当初は。戦略課ということにして、大きな名前にしちゃったんだけど、イベントという形だけで終わっちゃったんです。そうじゃなくて、本当にこの町の人や仕事、そしてこの町の未来を守るということであるならば、しっかりと今回つくられたこの計画にとって予算をどのぐらいつけるべきなのか、そして5年先、10年、中長期的なスパンにおいて財政状況はどうか、財務課長。そのことをきっちり話した上で、予算編成をしながら1年、単年度単年度真剣にやっていかなければいけないんだというふうに思っています。

私としては、もう時間もあれですから、ここで終わりにしたいと思いますが、いずれにしても病院は大事ですし、企業誘致、そして地場産業育成、これはやると言っていたわけですから、これについての予算はつけるべきだというふうには思っています。

もしこの問題を今のままにしていけば、当然先細りしますし、将来、介護保険の話でも昨年度の貯金残高が48万円だったんですよ。約26億ぐらいの補正を組んで、来年度給付が伸びていく、何パーセント伸びるか分かりませんが、そうしたら、一般財源からぶち込むんです、水道も、下水道も。

先ほど言ったように、一般財源から幾ら特別会計に入れますか。そうすると、大体同規模でしょうと。いや、同規模じゃないかもしれないし。ここの予算編成方針のペーパー、議員の皆様の元にありますけれども、ここを見たときにも、効率的にうまく調製して頑張りましょうという消極的な言葉になっていると思っています。

ですから、同時並行的に、もちろん国の、私はある意味国の方向性や流れの中で財政をきちっと見ながら、調製して行って、段取りして行って、極力効率的にお金を使う。貯金を取りあえずは使ってもいいでしょう。取りあえずそういうふうにやりながらやっていると。

ただ、それと同時並行して税収を上げる方法が全くない。税収を上げる方法が全く提案がないし、幾らこの総合戦略というものだったり、人口ビジョンというのがあったとしても、これに対する予算編成が全て、今全くされていないということが分かっています。

ですから、そういうことはきちっとやったほうがいいんじゃないのと、やったほうが絶対に将来子供たちの未来、城里町の未来には、大事なことじゃないですかという提言をしながら、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（関 誠一郎君） 以上で8番河原井大介君の一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（関 誠一郎君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日9日から13日までは議案調査及び議事整理のため休会とし、14日は午後2時に本議場において再開しますので、開議10分前までに控室へご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時36分散会